多摩市特別支援教育推進計画

平成 27 年 11 月

多摩市教育委員会

はじめに

多摩市教育委員会は、特別支援教育に関わる動向を踏まえ、自閉症・情緒障害学級の設置、ピアティーチャーや特別支援教育コーディネーターの配置、校内委員会の設置など、全国に先駆けた特別支援教育の取り組みを、平成 18 年度までに進めてきました。

平成 19 年度には、多摩市の特別支援教育の推進の中核を担う機関として、特別支援教育マネジメントチームを教育センターに設置するとともに、平成 21 年度には、健康福祉部障害福祉課が発達支援室を開設し、両者が密接に連携できる体制を整備してきました。

さらに、平成 26 年 10 月には、「東京都特別支援教育推進計画第三次実施計画」を踏まえ、「子どもが動く」から「教師が動く」指導へと転換を図り、小学校の情緒障害等通級指導学級において試行的に巡回指導を開始し、現在に至っています。

この度、策定した「多摩市特別支援教育推進計画」には、これまで多摩市において取り組んできた特別支援教育に関わる各種の事業の成果と課題を明らかにするとともに、今後５年間にわたる特別支援教育の基本的な方向を示しています。「障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律（障害者差別解消法）」が平成 28 年 4 月に施行されるこの時期に、多摩市における特別支援教育を推進するための計画を策定することは、極めて意義深いものと捉えております。

子どもたちは、障害の有無にかかわらず、常に発育途上にある存在であり、未来に向けて成長する力を秘めています。「作業に時間がかかる子」は「物事に粘り強く取り組む子」、「一つのことに集中するのが苦手な子」は「多方面に興味・関心がある子」のように、子どもが抱えている「困り感」を肯定的に受け止め、一人一人の子どもに寄り添った指導及び支援を行っていくことが、今こそ必要であると考えています。

子どもたちの「生きる力」を育む基本計画である「多摩市教育振興プラン（改訂版）」に基づき、多摩市教育委員会は、特別支援教育の推進を通して、家庭、地域、関係諸機関との連携をより強固なものとしていきます。一人一人の子どもが本来もつ可能性を引き出し、能力を伸長させることにより、共に生き、育ち、支え合う共生社会の実現を目指します。

本計画の策定にご尽力いただいた、多摩市特別支援教育推進計画策定委員会の委員長としてお力添えをいただいた特別支援教育サポーター「つなぎ」主宰宮本紀夫先生をはじめとする委員の皆様、策定過程において貴重なご意見を賜りました皆様に、深く感謝申し上げます。

多摩市教育委員会教育長　清水哲也

目　　次

第１章　多摩市特別支援教育推進計画の策定に当たって……1
１　推進計画の理念……1
２　計画策定に至るまでの経過と計画策定の目的……1
(1) 計画策定に至るまでの経過……1
(2) 計画策定の目的……3
３　計画の位置付け……4
４　計画の期間……4
５　計画の評価……4
第２章　特別支援教育推進の経過と各種の取り組み……5
１　国の動向……5
２　東京都の動向……6
３　多摩市の取り組み……7
(1) 現在に至るまでの経緯……7
(2) 特別支援学級に在籍する児童・生徒……7
(3) 特別な教育的支援を必要とする児童・生徒……8
第３章　多摩市の現状と課題……9
１　学校での教育方法・内容（指導体制）……9
(1) 校長・副校長のリーダーシップ……9
(2) 特別支援教育に関する校内研修会の実施……9
(3) 校内委員会の設置、特別支援教育コーディネーターの配置……10
(4) 個別指導計画・学校生活支援シート（平成26年度まで個別の教育支援計画）……10
(5) ピアティーチャー……11
(6) 交流及び共同学習……11
(7) 保護者との連携（巡回相談の活用）……11
２　学校への支援体制……12
(1) 特別支援教育に関する研修……12
(2) 授業相談……12
(3) 巡回相談……13
(4) 導入したＩＣＴ機器の活用……13
(5) 公立小・中学校における発達障害教育支援員等活用研究事業……13
３　保護者（家庭）への支援・相談体制……14
(1) 特別支援教育マネジメントチーム……14
(2) 就学相談・転学相談・通級相談……15
(3) 特別支援教育の啓発活動……20
４　関係機関との連携……21
(1) 就学支援ファイル・就学支援シート・相談支援ファイル（すてっぷ）……21
(2) 保育園・幼稚園・都立学校（高等学校・特別支援学校）との連携……22

(3) 副籍制度を通した特別支援学校との連携 22
(4) 子育て・福祉部門等との連携 23
(5) 特別支援教育に精通した専門家との連携 23
5 学級整備状況及び在籍児童・生徒数、学級数 24
(1) 特別支援学級配置状況（小学校） 24
(2) 特別支援学級配置状況（中学校） 26
(3) 教育環境の整備 26
第４章　今後の展開 27
1 学校での教育方法・内容（指導体制）の充実 27
(1) 校長・副校長のリーダーシップ 27
(2) 校内研修会の充実 27
(3) 校内委員会の充実 28
(4) 特別支援教育コーディネーターの資質向上 28
(5) 個別指導計画・学校生活支援シートの作成と活用 29
(6) ピアティーチャーの活用 30
(7) 交流及び共同学習の充実 30
(8) 保護者との連携の充実 30
2 学校への支援体制の充実 31
(1) 特別支援教育に関する研修 31
(2) 専門家チームによる派遣相談（授業相談・巡回相談） 32
(3) ＩＣＴ機器の導入 32
(4) 公立小・中学校における発達障害教育支援員等活用研究事業の成果の活用 33
3 保護者（家庭）への支援・相談体制の充実 34
(1) 特別支援教育マネジメントチーム 34
(2) 就学相談・転学相談・通級相談等の充実 34
(3) 特別支援教育の啓発活動の充実 37
4 関係機関との連携 38
(1) 就学支援ファイル・就学支援シート・相談支援ファイル（すてっぷ）の活用 38
(2) 保育園・幼稚園・都立学校（高等学校・特別支援学校）との連携の充実 38
(3) 特別支援学校との連携 39
(4) 副籍制度の活用 40
(5) 子育て・福祉部門等との連携 40
(6) 特別支援教育に精通した専門家チームとの連携の充実 40
5 学級整備 41
(1) 特別支援学級の配置について（小学校） 42
(2) 特別支援学級の配置について（中学校） 43
(3) 学区制の導入 43
(4) 施設整備 44

資料編 45
(1) 多摩市における特別支援学級の状況（第２章　３　多摩市の取り組み） 45
(2) 多摩市特別支援教育推進計画策定委員会設置要綱 48
(3) 多摩市特別支援教育推進計画策定までの検討経過 50
(4) 多摩市特別支援教育推進計画策定委員会　委員名簿 51
(5) 用語解説 52

※本文中各章の初出時に「*」印がついている言葉を解説しています。

第１章　多摩市特別支援教育推進計画の策定に当たって

１ 推進計画の理念

多摩市教育委員会は、障害の有無にかかわらず、誰もが地域や学校などで共に支え合って暮らす「共生社会」*の実現を目指します。一人一人の子どもの能力を最大限に伸長するため、乳幼児期から学校卒業後までのライフステージを見通した多様な学びの場を用意し、児童・生徒に社会的自立を図ることのできる力や地域の一員として生きていくための力を培います。

⑴　子どもたちに将来の夢を育む学校づくりを目指します

子どものニーズや社会の変化に対応した専門的な指導を実現し、将来の夢を育む学校づくりを推進します。将来の自立と社会参加に向けて、子どもの可能性を最大限に伸長する教育の実現を目指します。

⑵　家庭との連携を一層進め、開かれた学校づくりを目指します

日々よりよい教育が行われるよう、教員と保護者が情報を共有し、共に子どもを育てる開かれた学校づくりを推進します。そのためには、「個別指導計画」*や「学校生活支援シート」*の作成を通して、教員と保護者とが合意形成を図り将来の進路等を含めた長期的な視点で目標を設定し、適切な指導及び必要な支援の内容等について共有を図ります。

⑶　特別支援教育を推進するために、全ての教員の専門性を高め、質の高い教育を行う学校づくりを目指します

教育に対する熱意と使命感、特別支援教育についての確かな知識と指導力をもった教員を育成し、子どもの学ぶ意欲を高め、保護者等からの期待に応えます。

⑷　一貫性のある支援体制の整備・充実に努めます。

乳幼児期から学校卒業後まで、子どもの発達段階に応じた切れ目のない相談及び支援体制を整備し、教育、福祉、医療、保健等の関係機関が緊密な連携を図ることにより、適切な指導及び必要な支援を行っていきます。

２ 計画策定に至るまでの経過と計画策定の目的

⑴ 計画策定に至るまでの経過

ア　国や東京都の動向

文部科学省は、平成 15 年３月の「今後の特別支援教育の在り方について（最終報告）」において、特殊教育から特別支援教育への転換を図るという基本的な方向を示し、その後、特別支援教育の推進を図ってきました。

東京都では、平成 16 年 11 月に「東京都特別支援教育推進計画」が策定されました。その後、「東京都特別支援教育推進計画第二次実施計画（以下、「第二次実施計画」という。）」「東京都特別支援教育推進計画第三次実施計画（以下、「第三次実施計画」という。）」に基づき、全ての学校において特別支援教育の推進・充実が図られています。

イ　多摩市の動向

①　自閉症・情緒障害学級の設置

近年、発達障がい*のある児童・生徒の増加等への対応が急務となっています。本市では、平成６年度に自閉症・情緒障害学級を小学校に設置するなど、従来から、発達障がいのある児童・生徒への指導の充実を図るため、特色ある施策を進めてきました。

②　ピアティーチャーの配置

平成 13 年度には、多摩市独自の施策として、ピアティーチャー(教育活動指導職員)*（以下、「ピアティーチャー」という。）を配置し、児童・生徒一人一人の多様な困り感に応じた指導の充実を図りました。

「ピアティーチャー」の Peer は「仲間」の意で、「ピアティーチャー」とは、「児童・生徒にとって仲間のように親しく優しく教えてくれる先生」という意味があります。

平成 13 年度の配置当初は、各学校長の指揮・監督のもと、担任教員や担当教科教員に対して、(1)　児童・生徒への学習指導・生活指導への補助、(2)　その他、特色ある学校づくりのために必要な職務の補助などを行っていました。資格としては、「職務遂行に必要な教員免許を有し、心身ともに健康で、職務内容を理解し積極的に取り組む熱意のある者とする。」と規定していました。

発足当初は、学習指導を中心とするピアティーチャーとしての配置でしたが、平成 18 年度には、翌年度からの特別支援教育の実施を見据えて職務内容と配置対象を拡大し、「学習指導ピアティーチャー」とは別に、「特別支援教育ピアティーチャー（中学校には、発達支援スクールカウンセラー)」を配置するなど、全国に先駆け特別支援教育を推進してきました。

その後、平成 25 年度からは、ピアティーチャーの配置は、特別支援教育に特化したものとなっています。

③　特別支援教育マネジメントチームの設置

平成 19 年度には特別支援教育推進の柱として、教育センターに特別支援教育マネジメントチーム*（以下、「マネジメントチーム」という。）を設置し、特別支援教育に関わる体制整備を行ってきました。業務の内容としては、これまで実施してきた就学相談、転学相談、通級指導学級入級相談等を一本化しました。

また、児童・生徒一人一人の状況に寄り添った適切な指導及び必要な支援が行えるよう、言語聴覚士*・臨床心理士*等（特別支援教育士スーパーバイザー*）の資格をもったスーパーバイザーや医療機関の心理判定員*や社会福祉士*による専門家チームを学校に派遣する業務を担っています。

④　特別支援教育の環境整備

①～③以外にも、小・中学校全校に校内委員会*の設置、特別支援教育コーディネーター*の配置、あるいは、計画的な特別支援学級の整備を行うための「多摩市立学校における特別支援学級整備方針（以下、「整備方針」という。)」の策定等、特別支援教育の環境整備も行ってきました。

⑤　発達支援室との連携

平成 21 年度には、教育センターのある諏訪複合教育施設内に、障害福祉課所管の発達支援室*が開設され、教育と福祉が密接に連携できる本市独自の体制が整備されました。この他にも、子育て総合センター*や関係機関との連携を図るなど、切れ目のない支援体制を構築しています。

⑥　研究指定等の実績

諏訪小学校が、平成 25 年度、東京都教育委員会から「自閉症・情緒障害学級の指導内容の研究・開発事業」の研究指定を受け、自閉症・情緒障害学級における各教科・自立活動・交流及び共同学習*の指導の在り方について実践的な研究・実践を進め、その成果を発表しました。

また、愛和小学校は、平成 26 年度から３年間、読み書きに障がいのある児童・生徒の指導法の研究・開発事業の指定校として、通常の学級に在籍する読みや書きに障がいのある児童の自立活動及び教科の補充の指導に関する研究を行っています。

⑦　巡回指導の先行実施

平成 26 年度には、小学校の情緒障害等通級指導学級において、「巡回指導」を試行的に開始しました。「子どもが動く」指導から「教師が動く」指導へと変更することで、 在籍校で障害に関する専門的な指導を受けられるようになります。また、他校への移動時間や移動時の安全といった児童の負担や、送迎に係る保護者の負担等を軽減するとともに、特別支援教室において、在籍学級の時間割等に柔軟に応じ、教育的ニーズに即した指導を行うことができるようになります。このように環境を整えることで、指導を受けられる児童の範囲を拡大することをねらっています。

今後も、今日に至るまでの取り組みの成果を踏まえ、障害の有無にかかわらず、児童・生徒の学習上又は生活上の困難を改善・克服し、その力を高めるため、それぞれの教育的ニーズを把握した上で、一人一人を大切にした指導及び支援を行っていきます。

(2) 計画策定の目的

特別支援教育は、通常の学級に在籍する発達障がいの子どもを含め、特別な支援を必要とする子どもたちに対して、全ての学校で実施するものです。多摩市教育委員会としては、障害の有無にかかわらず、誰もが相互に人格と個性を尊重し支え合う社会の実現に向けて、全ての学校における特別支援教育の充実を図っていく必要があると考えています。

本計画は、現在に至るまで、多摩市で取り組んできた特別支援教育に関わる各種の事業について取りまとめ、成果と課題を明らかにするとともに、平成 28 年度から平成 32 年度までの５年間にわたる特別支援教育の基本的な方向を示すものです。

本計画に基づき、多摩市の特色ある特別支援教育を推進し、一人一人の子どもがもつ可能性を引き出し、能力を伸長させることにより、共に生き、育ち、支え合う共生社会の実現を目指します。

３ 計画の位置付け

本計画は、第五次多摩市総合計画で定められた施策のうち、子どもたちの教育に関する計画である多摩市教育振興プランに掲げられている特別支援教育の推進について具体化し、その方向性を示すものでもあります。

また「第三次実施計画」、「整備方針」との整合を図ります。

【図】多摩市特別支援教育推進計画と各種計画との関係

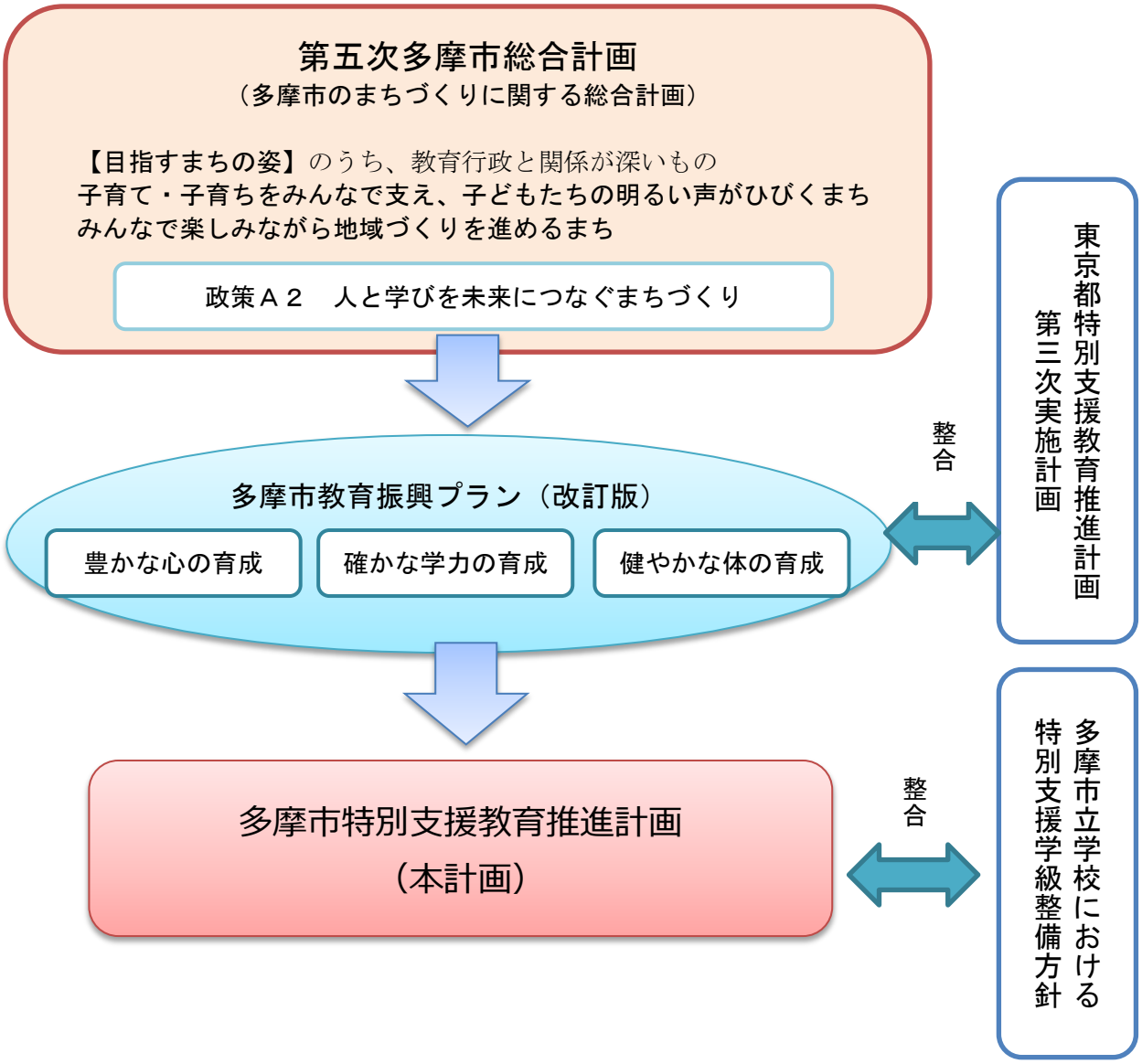

４ 計画の期間

平成 28 年度から５か年とします。

５ 計画の評価

本推進計画を実効あるものとするため、各年度の取り組みについて、評価・検証を行い、施策の一層の充実に活用していきます。

第２章　特別支援教育推進の経過と各種の取り組み

１ 国の動向

(1)　法制度の整備

平成 15 年３月、特別支援教育の在り方に関する調査研究協力者会議の「今後の特別支援教育の在り方について（最終報告）」において、「障害の程度等に応じて特別な場で指導を行う『特殊教育』から、障害のある児童・生徒一人一人の教育ニーズに応じて適切な教育的支援を行う『特別支援教育』への転換を図る。」という基本的な方向性が示されました。

平成 17 年４月には、「発達障害者支援法」が施行され、「発達障害」や「発達障害児」などの定義や教育の果たす役割などが規定されました。

平成 18 年６月に学校教育法が改正され、平成 19 年４月から、従来の特殊教育から特別支援教育への転換が図られました。これまでの特殊教育の対象であった障害（視覚障害、聴覚障害、肢体不自由、知的障害、病弱・身体虚弱、言語障害、情緒障害）に加えて、知的な遅れのない発達障害*も新たに対象に含まれることになり、特別支援教育は全ての小・中学校、高等学校において実施されることとなりました。

平成 19 年９月には、「障害者の権利に関する条約（障害者権利条約）」に署名し、同条約の締結に向け、平成 23 年８月の障害者基本法の改正を始めとする各種の関係法令等の整備を進め、平成 26 年１月には同条約を締結しました。

平成 24 年７月には、中央教育審議会初等中等教育分科会が、「共生社会*の形成に向けたインクルーシブ教育システム*構築のための特別支援教育の推進」において、就学相談、就学先決定の在り方、合理的配慮*及びその基礎となる環境整備、多様な学びの場の整備と学校間連携等の推進、教職員の専門性の向上等の必要性を報告しました。

平成 28 年４月には、平成 25 年６月に制定された「障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律（障害者差別解消法）」が、施行される運びとなっています。

障害者権利条約の締結を頂点に、障がいのある人を取り巻く社会的障壁を取り除くための合理的配慮の提供など、障がい者の権利の実現に向けた取り組みが、今後一層強化されていく見込みです。

(2)　文部科学省の動向

文部科学省は、教育の情報化に向けて、平成 21 年３月に「教育の情報化の手引き」を公表しました。その中で、「障害の状態や認知の特性等に応じて ICT を活用することにより、苦手なことを補い理解を促すなど、効果的に学習を進めることができる場合がある。また、作業を伴う活動やコミュニケーションが困難な児童・生徒が、ICT 機器を適切に活用することにより、これらの困難を改善・軽減できる場合もある。」として、特別支援教育における情報教育や ICT の活用、これらに関わる配慮点等をとりまとめています。

平成 23 年４月には「教育の情報化ビジョン」で、特別支援教育における ICT 活用について、障害の状態や特性に応じた通信情報技術の活用イメージを例示し、平成 25 年８月には「障害のある児童・生徒の教材の充実について（報告）」において、障がいのある児童・生徒のための教材の充実に関して、現状と課題をまとめるとともに、今後の推進方策として国及び教育委員会の役割を示して、障がいのある児童・生徒に応じた、ICT を活用した教材や支援機器等の充実と活用を促しています。

２ 東京都の動向

東京都教育委員会は、平成 16 年 11 月に「東京都特別支援教育推進計画」を策定し、平成 26 年度までの 10 年間の長期的な特別支援教育の展望を明らかにしました。

平成 19 年 11 月に策定された「第二次実施計画」には、「特別支援教育推進体制の整備」、「特別支援教育に関する教員の資質・専門性の向上」、「教育、福祉、医療、保健等との連携体制の整備」などが明記されました。発達障がいの児童・生徒は、全ての学校に在籍していることを前提に、情緒障害等通級指導学級は、もちろんのこと、通常の学級に学ぶ発達障がいのある児童・生徒に対して適切な指導及び必要な支援を行うための施策が示されました。

平成 22 年 11 月には「第三次実施計画」が策定され、計画期間が平成 28 年度まで延長されました。この計画では、「すべての学校で実施する特別支援教育の推進」、「つながりを大切にした特別支援教育の推進」、「自立と社会参加をめざす特別支援教育の推進」を基本的な考え方に据えています。この「第三次実施計画」には、教員が巡回して指導・相談を実施するために必要な特別支援教室を全公立小学校に設置する方針が公表されています。平成 24 年度から３年間実施した巡回指導モデル事業の成果を踏まえ、平成 28 年度から特別支援教室の整備を進め、平成 30 年度には全ての公立小学校に設置することが、平成 27 年３月発行の「特別支援教室の導入ガイドライン」（以下、「特別支援教室ガイドライン」という。）に示されたところです。

【参考】

「障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律」とは…

この法律では、障害を理由とする差別の解消の推進に関する基本的な事項や、国の行政機関・地方公共団体等・民間事業者における「障害を理由とする差別」を解消するための措置などを定めています。目的は、全ての国民が障害の有無によって分け隔てられることなく、相互に人格と個性を尊重し合いながら共生する社会の実現です。

「障害者の権利に関する条約」が平成 18 年に国連で採択され、日本は翌年に署名しました。この条約の趣旨を踏まえて平成 23 年に改正された障害者基本法では、差別の禁止に関する基本原則が明記されました。

本法は、この差別禁止の基本原則を具体化するもので、第７条では、「行政機関等は、その事務または事業を行うにあたり、①障害を理由として障害者でない者と不当な差別的取扱いをすることにより、障害者の権利利益を侵害してはならない。②障害者から現に社会的障壁の除去を必要としている旨の意思の表明があった場合において、その実施に伴う負担が過重でないときは、障害者の権利利益を侵害することとならないよう、当該障害者の性別、年齢及び障害の状態に応じて、社会的障壁の除去の実施について必要かつ合理的な配慮をしなければならない。」と規定されています。

「合理的配慮」とは…

障害者の権利に関する条約において、「障害者が他の者と平等を基礎として、全ての人権及び基本的自由を享有し、又は行使することを確保するための必要かつ適当な変更及び調整であって、特定の場合において必要とされるものであり、かつ、均衡を失した又は過度の負担を課さないものをいう」とされています。

一例として…

・車いす利用者のために段差に携帯スロープを渡すなどの物理的環境への配慮
・筆談、読み上げ、手話などによるコミュニケーションなどの意思疎通の配慮
・障害の特性に応じた休憩時間の調整などのルール・慣行の柔軟な変更

などが挙げられます。

（出典：平成 27 年２月 内閣府「障害を理由とする差別の解消の推進に関する基本方針」より抜粋）

※学校教育における合理的配慮については、８ページを参照のこと。

３ 多摩市の取り組み

⑴ 現在に至るまでの経緯

多摩市では、平成６年度には小学校への自閉症・情緒障害学級の設置、平成 13 年度にはピアティーチャー（教育活動指導職員）*を配置し、学習指導の充実を図るなど、従来から特色ある施策を進めてきました。

平成 17 年度には、都に先駆けて、全小・中学校に特別支援教育コーディネーター*の配置及び校内委員会*の設置を完了し、平成 18 年度には、翌年度からの特別支援教育の実施を見据え、ピアティーチャーの配置対象を拡大する等、全国に先駆けた特別支援教育の取り組みを始めました。

また、平成 19 年度には、特別支援教育推進の柱として、教育センターに特別支援教育マネジメントチーム*を設置しました。マネジメントチームは、特別支援教育の充実と発展を図るため、多摩市教育センターの前身である多摩市教育研究所で行ってきた市内小・中学校の就学相談、特別支援学級への転学に関する相談、通級指導学級入級に関する相談、就学に係る継続相談の業務を一本化し、多摩市の特別支援教育の推進の中核を担う機関として設置したものです。

現在では、就学・転学相談、通級指導学級入級相談等を行うとともに、言語聴覚士*・臨床心理士*・特別支援教育士スーパーバイザー*や、医療機関の心理判定員*や社会福祉士*を専門家チームとして学校に派遣し、授業相談やアセスメントを行うなど、児童・生徒一人一人の状況に寄り添った特別支援教育の支援体制の充実を図っています。

平成 21 年度には、教育センターのある諏訪複合教育施設内に、障害福祉課所管の発達支援室*が開設され、教育と福祉がより密接に連携できる体制が整備されました。さらに、市の子育て部門や関係機関との連携を図り、より重層的かつ切れ目のない支援体制の構築に努めています。

平成 26 年 10 月には、東京都の「第三次実施計画」に基づき、小学校情緒障害等通級指導学級において、実施可能な一部の児童に対して「巡回指導（通級指導学級の教員が在籍校へ巡回し該当児童の指導を行う）」を開始しました。「子どもが動く」指導から「教師が動く」指導へと変更することにより、在籍校で指導を受けられるようになりました。他校への移動時間や移動時の安全といった児童の負担や保護者の送迎の負担の軽減を図りました。巡回による指導を受け、利用しやすい環境を整えることで、指導を受けられる児童の範囲を拡大することをねらっています。この他にも平成 26 年 10 月には、計画的な特別支援学級の配置を行うための「整備方針」を策定し、特別支援教育に係る環境整備を進めています。

このような取り組みにより、一人一人の教育的ニーズに応じた適切な指導と必要な支援及び校内体制の充実を行っています。

⑵ 特別支援学級に在籍する児童・生徒

平成 27 年４月現在、多摩市には、市立小学校 18 校、市立中学校９校の合計 27 校があります。この 27 校のうち、発達の状態等に応じた特別な指導を必要とする児童・生徒が在籍する特別支援学級（固定制）を小学校に５校（５校のうちの１校である諏訪小学校には、知的特別支援学級と自閉症・情緒障害特別支援学級を設置）、中学校に５校設置しています。自閉症・情緒障害学級の設置については、東京都で小学校・中学校ともに、自閉症・情緒障害学級を設置している区市は５市（青梅市、国分寺市、清瀬市、西東京市、多摩市）で、多摩市はその中の一つです。また、自閉症・情緒障害学級を設置している学校の割合は、「小学校：東京都 1.6％、多摩市：11.1％」

「中学校：東京都 2.7%、多摩市：22.2%」となっています。

また、通常の学級に在籍し、通常の学級での学習におおむね参加でき、一部特別な指導を必要とする程度の児童・生徒が、週１時間から８時間程度通級する通級指導学級を小学校に５校、中学校に１校設置しています。

(3) 特別な教育的支援を必要とする児童・生徒

文部科学省は、平成 24 年 12 月に「通常の学級に在籍する発達障害の可能性のある特別な教育的支援を必要とする児童生徒に関する調査結果」を公表しました。これは、文部科学省が、全国（震災を考慮し岩手、宮城、福島の３県を除く。）の公立の小・中学校各 600 校において、通常の学級に在籍する知的発達に遅れはないものの発達障害の可能性のある特別な教育的支援を必要とする児童・生徒に関して、児童・生徒の困難の状況*、児童・生徒の受けている支援の状況について調査したものです。

本調査を通して「知的発達に遅れはないものの学習面又は行動面で著しい困難を示すとされた児童生徒の割合は 6.5%」という結果が報告されています。

また、「第三次実施計画」の「東京都における特別支援学級在籍者・利用者の推計」によれば、障がいのある児童・生徒数は、全体として今後も増加傾向にあることが明らかになっています。

多摩市においても、このような調査結果や資料等と同様の傾向があると考えられることから、学習面又は行動面の課題を克服するため、教育的な配慮を必要とする児童・生徒に向けて、特別支援教育の推進が重要です。

【参考】

１　障害者の権利に関する条約における「合理的配慮」

障害者の権利に関する条約「第二十四条　教育」においては、教育についての障害者の権利を認め、この権利を差別なしに、かつ、機会の均等を基礎として実現するため、障害者を包容する教育制度（inclusive education system）等を確保することとし、その権利の実現に当たり確保するものの一つとして、「個人に必要とされる合理的配慮が提供されること。」を位置付けています。

２　学校における「合理的配慮」の観点

１　教育内容・方法

＜１－１　教育内容＞

　１－１－１　学習上又は生活上の困難を改善・克服するための配慮

　１－１－２　学習内容の変更・調整

＜１－２　教育方法＞

　１－２－１　情報・コミュニケーション及び教材の配慮

　１－２－２　学習機会や体験の確保

　１－２－３　心理面・健康面の配慮

２　支援体制

　２－１　専門性のある指導体制の整備

　２－２　幼児児童生徒、教職員、保護者、地域の理解啓発を図るための配慮

３　施設・設備

　３－１　校内環境のバリアフリー化

　３－２　発達、障害の状態及び特性等に応じた指導ができる施設・設備の配慮

　３－３　災害時等への対応に必要な施設・設備の配慮

（出典：平成 24 年７月　中央教育審議会 共生社会の形成に向けたインクルーシブ教育システム構築のための特別支援教育の推進（報告））より抜粋

第３章　多摩市の現状と課題

多摩市では、法令や国・東京都の計画・通知等を踏まえ、保護者、関係機関からの協力を得ながら、特別支援教育の推進のための具体的な施策を展開してきました。本章では、これまでの特別支援教育に係る推進状況を踏まえつつ、現時点における特別支援教育の推進体制についてまとめています。

１ 学校での教育方法・内容（指導体制）

⑴ 校長・副校長のリーダーシップ

平成 19 年４月１日付けの通知「特別支援教育の推進について（通知）（19 文科初第 125 号）」には、校長の責務として、特別支援教育の推進に向けてリーダーシップを発揮していく旨が明記されています。

また、東京都教育委員会が平成 27 年３月に発行した「特別支援教室の導入ガイドライン」には、校内における特別支援教育体制の構築は校長のリーダーシップによるところが大きい旨が明記されています。

多摩市では、校長のリーダーシップの下、各学校が自校の特色を踏まえた特別支援教育が展開できるよう、平成 27 年５月の校長会において、特別支援教育に関わる基礎的な理解を図るため、校長を対象とする特別支援教育講演会を実施しました。

また、特別支援学級を設置している校長間の情報交換を促進し、共通理解を図るための場を確保するために、平成 27 年度から特別支援学級設置校校長会を開催しています。

さらに、東京都教職員研修センターが、「管理職のリーダーシップによる校内体制の構築及び教員の専門性の向上を図る」ことを目的に実施した研修会に全ての校長が参加し、発達障害教育に関する内容についての理解を深めてきたところです。

設置校校長会の位置付けと果たすべき役割をより明確にするとともに、平成 28 年度から小学校に順次設置する特別支援教室のより適切な運用と今後の特別支援教育の推進に向け、理解を深めていくことが重要です。合わせて、副校長が特別支援教育に関わる理解や認識を深める場を意図的・計画的に設定していくことが今後の課題です。

⑵ 特別支援教育に関する校内研修会の実施

平成 27 年度、特別支援教育に関する校内研修会については、各学校の実態に基づいて次のような取り組みが行われています。

ア　児童・生徒の障害への理解やそれに応じた指導の内容や方法、保護者との連携や合意形成の在り方など、特別支援教育についての理解を深めるため、校内研修に専門性の高い講師を、年間を通じて招聘している事例。

イ　授業相談や巡回相談を校内研修の一環に位置付け、特別支援教育コーディネーター*が授業相談や巡回相談で受けた指導の結果を校内に広め、成果の共有を図っている事例。

ウ　校内研修のテーマに応じた講師を選び講演等を依頼し、全教職員が参加するという事例。

エ　１回の研修にかける時間や取り上げる内容は学校によって異なるものの、最も多い小学校は年間３０回以上、中学校では１５回以上の研修会を開催。

特別支援教育に関する理解を深めていくためには、授業相談や巡回相談の趣旨を踏まえ、各学校の特色ある取り組みや効果的な校内研修の内容や方法などについて検証し、その成果の共有を図っていくことが今後の課題です。

⑶ 校内委員会の設置、特別支援教育コーディネーターの配置

文部科学省が示した平成 19 年 4 月の「特別支援教育の推進について（通知）」には、特別支援教育を実施するための、各小・中学校における体制の整備及び取組として、「校長のリーダーシップの下、全校的な支援体制を確立し、発達障害*を含む幼児児童生徒の実態把握や支援方策の検討を行うため、校内に特別支援教育に関する委員会を設置すること」が定められました。

多摩市では、東京都（都は平成 19 年度に完了）に先駆け、平成 17 年度から、全小・中学校に校内委員会*を設置し、特別支援教育コーディネーターを指名するなど、学校内での特別支援教育の推進体制を整備してきました。

ア　校内委員会

校内委員会は、各学校の状況や児童・生徒の実態に応じて、校長、副校長、特別支援教育コーディネーター、学級担任、教務主任、生活指導主任、進路指導主任、教育相談主任、養護教諭、特別支援学級の担任、スクールカウンセラーなどが構成員となっています。校内委員会では、特別な支援が必要な児童・生徒の状態の把握や支援のための計画づくり、校内研修の計画や実施、外部機関との連携などに取り組んでいます。

イ　特別支援教育コーディネーター

特別支援教育コーディネーターに指名された教員は、校内委員会の運営、相談員の派遣の連絡調整、学級担任への相談支援等を行うなど、特別支援教育を推進する上で非常に大きな役割があります。特に、小学校においては、平成 28 年度から特別支援教室の配置を開始することなどに伴い、校内委員会の機能の充実を図ることや、特別支援教育コーディネーターの資質向上は、欠くことができません。

校内委員会の機能を今以上に充実させるために、特別支援教育コーディネーターの複数配置やコーディネーターの資質・能力の向上を図ることにより、全ての学校が、特別支援教育の様々な動きに、円滑に対応できる体制を整えていくことが今後の課題です。

⑷ 個別指導計画・学校生活支援シート（平成 26 年度まで個別の教育支援計画）

個別指導計画*とは、児童・生徒の障害に応じたきめ細かな指導を行うために立てる計画です。各学校では、保護者の意見や要望を取り入れ、障がいのある児童・生徒に対して、一人一人の指導目標や内容、方法などの手立てを各教科・全領域に渡って作成しています。

学校生活支援シート*とは、障がいのある児童・生徒の一人一人のニーズを把握し、生涯を見据えた長期的な視点で乳幼児期から学校卒業後までを通じて、一貫して適切な指導及び必要な支援を行うことを目的として策定されるものです。

各学校が、保護者との連携をより一層図り、きめ細かな指導を実現するために、充実した個別指導計画の立案とそれに基づく指導を的確に行うための方策として、校内で個別指導計画のＰＤＣＡサイクル（plan-do-check-action cycle）システムの定着を図ることが今後の課題です。

⑸ ピアティーチャー

現在、学校では、特別な支援を必要とする児童・生徒の個別対応、一斉指導における補助等に活用し、様々な成果を挙げています。ピアティーチャー*は、多摩市の特色ある施策として、また、今後の特別支援教育を推進していく上でも欠かすことのできない存在です。

ピアティーチャーの効果的な活用方法と成果を明らかにすることにより、現在の状況の維持・向上を図っていくことが今後の課題です。

⑹ 交流及び共同学習

共生社会*の実現を目指すために、障害の有無にかかわらず、人と人とが互いに触れ合い共に活動する機会を設けることが大切です。「交流及び共同学習*」とは、障がいのある子どもと障がいのない子どもが学校教育の一環として活動を共にすることをいいます。具体的な形態として、副籍制度*を通した直接交流及び間接交流として「特別支援学校の子どもと居住する地域の小・中学校等の子どもとの交流及び共同学習」、また、校内の交流として「通常の学級と特別支援学級の児童・生徒との交流及び共同学習」があります。

「交流及び共同学習」を行うことを通して、子どもたちには、相手を思いやる気持ちや自分から考えて行動する力が付き、自分を見つめ直す機会となります。また、障害の有無にかかわらず、全ての子どもたちにとって、豊かな人間性や社会性を育む場となります。各学校では、現在、次のような取り組みが行われています。

ア　給食の時間に、校内の通常の学級と特別支援学級の児童・生徒が互いの教室を訪問し交流をする事例。

イ　特別支援学級の児童･生徒が、参加可能な教科や学校行事等において活動に参加し、共に活動を行っている事例。

ウ　特別支援学校の児童・生徒が、副籍校を訪問し行事等を中心に参観や参加を行い、交流している事例。

「交流及び共同学習」について、これまでの取り組みをとりまとめ、その成果を共有化し実践に生かすとともに、文部科学省から発行されている「交流及び共同学習ガイド」等を参考に、小・中学校等における交流及び共同学習の取り組みを促進していくことが今後の課題です。

⑺ 保護者との連携（巡回相談の活用）

各学校は、保護者の同意の下、多摩市教育委員会に巡回相談を要請し、言語聴覚士*・臨床心理士*等の資格をもったスーパーバイザーや、医療機関の心理判定員*や社会福祉士*などで構成された専門家チームや専門的知識や経験が豊富な巡回相談員の派遣を受けることができます。

児童・生徒一人一人の能力を最大限に伸長するためには、学校と保護者が情報を共有し、連携をより強化していくことが大切です。学校は、対象児童・生徒が抱えている学習上又は生活上の困難な状況を踏まえ、巡回相談員から受けた助言を生かして指導方法の見直しを図り、具体的な指導及び支援の方法を、保護者にも伝えていきます。平成 26 年度は、小学校 17 校 93 件、中学校 6 校 13 件が巡回相談を利用しています。

巡回相談の趣旨や内容について、学校が理解を深めるとともに、保護者にも分かりやすく説明して協力を仰ぐことが必要です。児童・生徒の学習上又は生活上の困難な状況やそれを克服するための適切な指導及び必要な支援の在り方について、保護者との共通理解を深めるために、各学校での研修会や特別支援教育コーディネーターを対象とする研修の充実を図っていくことが今後の課題です。

2 学校への支援体制

(1) 特別支援教育に関する研修

障害の理解や対応、保護者との連携など、特別支援教育を推進するため、教育委員会主催の研修会を開催し、教職員の資質向上に力を入れています。

まず、初任者や期限付教員については、特別支援教育に関する研修を悉皆で行っています。

また、通常の学級の担任を対象とする研修と、特別支援学級の担任を対象とする研修をそれぞれ実施しています。

通常の学級の担任を対象とする研修については、平成 27 年度の夏季集中研修において、全ての特別支援学級の担任・特別支援教育コーディネーター、参加を希望する主幹教諭、主任教諭、教諭等を対象とし、個別指導計画の作成に関わる内容を取り上げて実施しています。

特別支援学級の担任を対象とする研修については、平成 23 年度までは、全ての特別支援学級の担任が合同で担任研修会を実施していました。この担任研修会を発達障害の特性等を踏まえたものとするため、平成 24 年度からは、「知的障害学級（固定制）」・「情緒障害等通級指導学級・小学校」、「情緒障害等通級指導学級・中学校」、「自閉症・情緒障害学級（固定制）・小学校」、「自閉症・情緒障害学級（固定制）・中学校」、「難聴・言語障害通級指導学級」とし、障害種別、小・中学校別に研修を実施しています。平成 27 年度からは、障害種別ごとに、小学校及び中学校が互いの指導内容を理解し、９年間を見通した指導を行うことができるよう、小学校及び中学校合同の研修会を実施しています。

また、平成 27 年度の特別支援教育コーディネーターを対象として、多摩市における特別支援教育に係る関係諸機関に対する理解を深める研修や、知的障がいや発達障がいの児童・生徒の指導方法、個別指導計画の作成に関する研修を行っています。さらに、特別支援学級の卒業生の進路を知るために、担任と合同で特例子会社*の見学を実施するなど、理論と実践の両面から特別支援教育に関する理解が深まるよう工夫をしています。

これらの実績を踏まえ、研修に活用できる時間や予算を有効に活用し、多摩市が直面している課題や教職員のニーズに応じた内容を検討し、職層や経験年数、校務分掌等の対象者を想定した研修会を計画的に企画・実施していくことが今後の課題です。

【参考】

「特例子会社」とは…

企業が障がい者の雇用機会の確保のために設立する子会社。障がい者の雇用に特別な配慮をし「障害者の雇用の促進等に関する法律」の第 44 条の規定により、一定の要件を満たした上で厚生労働大臣の認可を受けて、障害者雇用率の算定において、その子会社に雇用されている労働者を親会社に雇用されているものとみなし、実雇用率を計算できることとしています。

（参考：厚生労働省ホームページ『「特例子会社」制度の概要』（平成 26 年 6 月）より作成）

(2) 授業相談

教育委員会が、学校からの要請に応じて、特別支援学校の特別支援教育コーディネーターや元特別支援学校長を各学校に派遣し、通常の学級又は特別支援学級に在籍する知的障がい又は発達障がいの児童・生徒に関する指導上の指導・助言を行っています。授業相談は、教員の学習や学級経営に関わる指導力の向上を図るとともに、特別支援教育の視点から発達障害の特性を踏まえ

た教室内の環境整備や指導の在り方等についての助言を行うことを目的として実施しています。

原則として、学校からの要請に基づく取り組みのため、今後学校からの要請が増えていく場合の対応をどのように行っていくかが今後の課題です。

⑶ 巡回相談

保護者の同意を得た学校の要請に応じて、教育委員会が、言語聴覚士・臨床心理士等の資格をもったスーパーバイザーや、医療機関の心理判定員や社会福祉士等の専門家チームを学校に派遣し、巡回相談を行っています。通常の学級及び特別支援学級において、指導の方針等を確認するとともに児童・生徒の行動観察を行い、学習上又は生活上の困難について改善を図るための指導方法や支援の在り方について、在籍する学級を担当している教員に対して助言を行っています。

巡回相談のニーズを踏まえ、対象学級や学校を選定して巡回相談を実施するとともに、得られた成果の共有化を図り、多摩市全体の教育活動の質的な向上を図ることが今後の課題です。

⑷ 導入したＩＣＴ機器の活用

多摩市では、「2050 年の大人づくり」の実現に向けた持続発展教育・ESD においては、児童・生徒に思考力、判断力、表現力、発信力ならびに他者と協働するためのコミュニケーション能力を身に付けさせるとともに、「社会を生き抜く力」の養成を目指して ICT 機器を導入しています。

これまでに、小学校では各校 21 台、中学校では各校 42 台のデスクトップ型パソコンを導入してきましたが、時代の進展に合わせて、デスクトップ型パソコンに代わり、タブレット端末を導入することを決定しました。このことにより、普通教室や特別教室、体育館等においても ICT 機器を活用した授業を実施することが可能となります。次代を担う子どもたちの情報活用能力を向上させるために、授業において ICT 機器を活用する機会を増やし、思考力、判断力、表現力、発信力の育成を図ることをねらっています。

こうした考えに基づき、平成 25 年度から市内小・中学校３校をモデル校として、タブレット端末の導入を開始しました。多摩市における ICT 機器の活用に関する取組としては、平成 21 年度に策定した「多摩市学校情報化整備計画*」を平成 26 年度に「多摩市学校情報化計画*」へ改定しています。この「多摩市学校情報化計画」には、モデル校における ICT 機器を活用することによって得られた効果検証の結果が掲載されています。

特に、小学校に導入したタブレット端末を用いた特別支援教育に関しての実証的指導においては、音声読み上げ機能や画面をなぞり書きする機能を活用して、読むことや書くことに関する困り感を軽減することができるなど、タブレット端末の機能を効果的に活用することにより、特別な教育的支援の一助となることが認められています。

今後は、平成 27 年度から多摩中学校、青陵中学校の自閉症・情緒障害学級（固定制）にタブレット端末を配備し、個々の学習上における困り感を補うための教育活動や指導の工夫について研究を進めていくことが必要です。また、今後巡回指導に移行していく小学校の情緒障害等通級指導学級において、ICT 機器をどのように導入し、効果的に活用していくかが今後の課題です。

⑸ 公立小・中学校における発達障害教育支援員等活用研究事業

多摩市は、東京都教育委員会から平成 27・28 年度の２年間にわたる発達障害教育支援員等活用研究事業の指定を受けています。本事業の趣旨は、都内の公立小・中学校における全ての通常の学級に発達障がいの児童・生徒が在籍していることが推測される中、児童・生徒への支援の充

実と円滑な学級経営の実現に向けた東京都発達障害教育支援員及び医師等の専門家の活用についての研究を進めることにあります。

平成 27 年度より、東京都教育委員会から市内の小・中学校８校に、年間を通じて発達障害教育支援員が配置され、年３回の医師及びスクールソーシャルワーカーの巡回指導が始まりました。

該当する８校の特別支援教育コーディネーターが、派遣される職員から専門的な見地に基づく、指導・助言を受け、必要に応じて関係機関との連携を図っています。

２年間の研究を通して得られた成果を市内の各学校はもちろんのこと、東京都全体に発信していくことが今後の課題です。

３ 保護者（家庭）への支援・相談体制

⑴ 特別支援教育マネジメントチーム

特別支援教育マネジメントチーム*（以下、「マネジメントチーム」という。）は、多摩市の特別支援教育の推進の中核として、多摩市立教育センターにおいて、就学相談、転学相談、通級相談などの業務を行っています。

マネジメントチームの組織は、教職経験者等の所員と臨床心理士の資格を有する教育相談員で構成されています。ほかに、特別支援教育に精通した医師、言語聴覚士・臨床心理士・特別支援教育士スーパーバイザー*、学校管理職経験者等の専門家が、巡回相談やマネジメントチームの各種相談に対する助言等を行っています。マネジメントチームは、児童・生徒の就学や転学などの特別支援教育に関わる多様な教育的ニーズに応じて必要な支援を行うことができるよう、発達に関する総合相談の窓口である発達支援室*との相互連携を行っています。

就学相談・転学相談・通級相談等の申し込み件数の推移は、次の P16～P20 の表に示したとおりです。特別支援教育に関する理解が深まり、特別支援学級だけではなく、通常の学級における支援に関しても、保護者や学校からのニーズが高まってきていることが分かります。

各種の相談の中で得られた、現在に至るまでの支援や教育的ニーズ、今後必要とされる支援の内容は、就学先や転学先で作成する「学校生活支援シート（個別の教育支援計画）」の基となる貴重な情報です。より的確な情報を、保護者や就学先、転学先へ提供できるよう、ＩＣＴ機器を活用した情報管理の在り方を検討し実現することが今後の課題です。

また、「障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律（障害者差別解消法）」の施行や小学校への特別支援教室の設置等、特別支援教育に関わる動向を踏まえ、児童・生徒の円滑な就学等を目指し、相談業務の改善・充実を図るとともに、今後予想される相談件数の増加・多様化に対応できるよう、マネジメントチームの構成員や専門家との連携の在り方を検討することも今後の課題です。

(2) 就学相談・転学相談・通級相談

就学相談・転学相談・通級相談の基本的流れは、以下の図のとおりです。

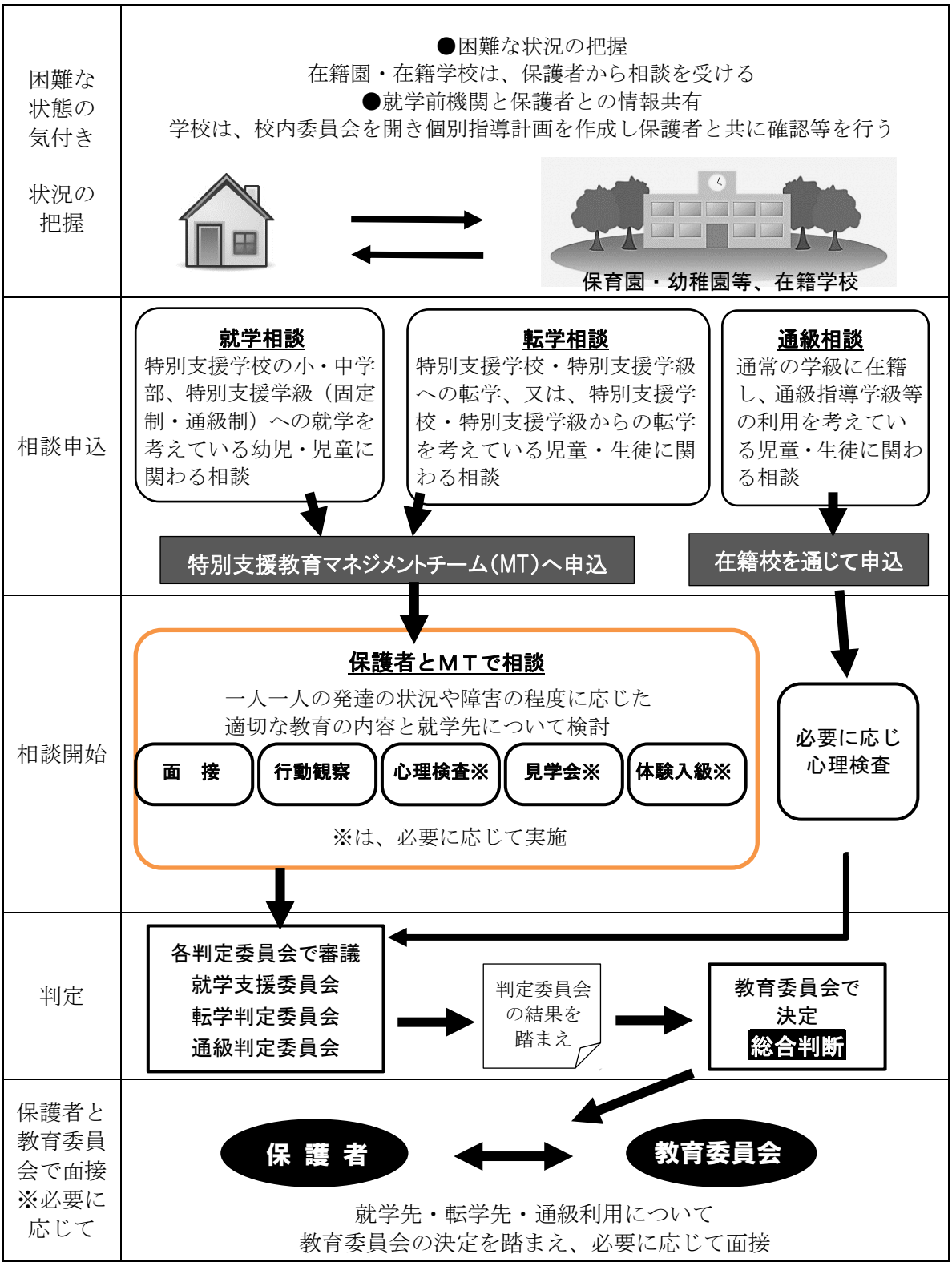

ア　就学相談

次年度に小学校・中学校への入学を控えた幼児・児童一人一人の発達の状況や障害の程度に応じた適切な教育の内容と就学先について相談を行うのが、就学相談です。特別支援教育に対する理解や期待が高まり、就学相談の件数は増加傾向にあります。

就学支援委員会は、就学相談を行っている幼児・児童に対し、適切な就学先の決定に係る必要な事項について調査や審議を行い、その結果を教育委員会に報告する役割を担っています。就学支援委員会は、学識経験者、医師、臨床心理士等、特別支援学級を設置する小・中学校の校長、特別支援学級の教員、通常の学級の教員、都立特別支援学校の校長・教員で構成されています。

就学相談の申し込み後、対象となる幼児・児童の行動観察や心理検査、医師による診察、保護者面談の結果等を基に、就学支援委員会において審議を行い、総合的に判断をします。

審議の結果は、教育委員会が、最終的に就学先を決定する際の重要な根拠となります。

（就学支援委員会開催状況）

	平成 22 年度	平成 23 年度	平成 24 年度	平成 25 年度	平成 26 年度
回数 対象となった児童・生徒数	5 回 97 名 （小学就学 69、中学就学 28）	5 回 109 名 （小学就学 69、中学就学 40）	6 回 119 名 （小学就学 69、中学就学 50）	6 回 124 名 （小学就学 73、中学就学 51）	8 回 139 名 （小学就学 96、中学就学 43）

「障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律（障害者差別解消法）」が、平成 28 年 4 月に施行されることを踏まえ、対象幼児・児童・生徒の教育的ニーズと必要な支援について、保護者と学校と教育委員会が合意形成を図るためには、教育委員会や学校が保護者に対して十分な情報提供を行い、特別支援教育への理解を得るなど、よりきめ細やかな対応が必要です。

就学後も、一貫した適切な指導と必要な支援を行うことができるよう、就学相談の在り方を検討していくことが今後の課題です。

イ　転学相談

通常の学級から特別支援学級（固定制）あるいは特別支援学校への転学、特別支援学級（固定制）から通常の学級へと転学する際に行うのが、転学相談です。

校内委員会で、児童・生徒とその保護者及び学校の転学ニーズを検討・確認した後、保護者がマネジメントチームへ転学相談の申し込みをします。転学相談の申し込み後、対象となる児童・生徒の在籍校での行動観察や心理検査、保護者面談の結果、医師の診察記録を基に、転学判定会で転学について審議を行い、総合的な判断をします。転学相談に当たっては、学校見学や体験入級を行い、特別支援学級（通常の学級又は特別支援学校）についての情報を伝え、保護者が就学先を判断する際の参考となるよう相談を進めています。

（転学相談の相談件数）※ 転学に向けて判定を行った件数（継続相談は含まない）

	平成 22 年度	平成 23 年度	平成 24 年度	平成 25 年度	平成 26 年度
転学相談 相談件数	21	38	29	36	30

就学相談と同様、教育委員会や学校が保護者に対して十分な情報提供を行い、特別支援教育への理解を得るなどの、よりきめ細やかな対応が必要です。それと同時に、転学相談のシステムに対する理解をより一層深め、教員間が連携を図り統一性のある転学相談を進めていく必要があります。

近年、自閉症・情緒障害学級（固定制）の指導で改善が見られる場合を想定し、通常の学級への転学を希望する相談が増えています。マネジメントチームは、転学後に、各学校が、教育的ニーズに応じた指導と必要な支援を行えるよう、相談の中で得た情報を転学先に伝えます。

今後、相談内容の増加及び多様化が想定されることから、それに応ずることができるよう、マネジメントチームの体制を整えていくことが今後の課題です。

ウ　通級相談

通級指導学級に入級を希望する児童・生徒と保護者に対する相談を行うのが、通級相談です。

通級指導学級とは、通常の学級に在籍しながら、学習面、行動面等において一部特別な指導と支援が必要な児童・生徒が利用することにより、児童・生徒自身がもつ課題の改善・克服を図っていくことをねらうものです。よって、通級後も在籍する学級の指導と通級指導学級での指導の一貫性を図り、通級指導学級で行われる専門的な指導が、在籍校での対人関係の改善やコミュニケーション力の向上に具体的につながるようにしていきます。

特に、小学校においては、東京都が平成 30 年度までに、現在の通級指導については、特別支援教室を全校に配置し巡回指導を実施する方針を明らかにしています。

多摩市においては、東京都の動向を踏まえ、既に、平成 26 年度の後半及び 27 年度に巡回指導の一部試行を開始しています。試行の成果と課題を踏まえ、拠点校から派遣される通級指導の教員が、各校の特別支援教室で指導に当たることを想定して、通級相談の在り方を示すことが今後の課題です。

①　巡回指導検討委員会

東京都が「巡回指導」を平成 28 年度に導入するのに先駆けて、多摩市においては、平成 26 年度、多摩市教育委員会巡回指導検討委員会を計 12 回開催し、巡回指導の体制、指導内容、施設・設備に関する内容について検討を進め、成果と課題を明らかにしました。

◎ 成果

＜指導内容や方法＞

・通級指導及び巡回指導の内容と方法について、共通理解を図りました。

・学習障害の実態を把握するための検査方法について検討し、「LDI－R」を選定しました。

・平成 26 年 10 月からの巡回指導の試行対象の拡大を図りました。

（平成 26 年度：３校３名、平成 27 年度：９校 18 名）

・個別指導計画の作成及び様式について検討し、活用の方向性を探りました。

＜環境整備＞

・電動自転車の配備と活用について方向性を打ち出しました。

◎ 課題

・通級指導の対象となる児童の実態を把握するための「行動観察」を代替する手立てを明らかにします。

・平成 27 年３月に示された東京都の「特別支援教室の導入ガイドライン」の内容を踏まえ、多摩市の教員に向けた「巡回指導の手引」を作成し、その活用を促します。

② 通級指導学級判定委員会

通級指導学級判定委員会は、通常の学級に在籍しながら、一部特別な指導及び支援が必要な児童・生徒の通級指導学級の利用について適否を審議し、その結果を教育委員会に報告する役割を担っています。

判定委員会は、通級指導学級設置校代表校長、通級指導学級担任、児童・生徒の在籍校の校長、学識経験者などで構成されています。委員会では、個別指導計画等に基づく在籍校の校内委員会の見解や心理検査を基に、入級の適否について審議を行います。この審議の結果は、教育委員会が、当該児童・生徒の通級指導学級への入級について総合的に判断する際の重要な根拠となります。

（情緒障害等通級判定入級判定委員会開催状況）

	平成 22 年度	平成 23 年度	平成 24 年度	平成 25 年度	平成 26 年度
通級入級相談相談件数	小学校 ２回（50 件） 中学校 １回（1 件）	小学校 ２回（47 件） 中学校 ２回（　2 件）	小学校 ２回（49 件） 中学校 ２回（　4 件）	小学校 ２回（42 件） 中学校 ２回（　7 件）	小学校 ２回（57 件） 中学校 ２回（　8 件）

③ 通級入級判定の変更点

在籍校における児童・生徒の学習や生活の実態を把握するために、平成 26 年度までは、通級指導学級の教室を行動観察のための場として設定して授業を行い、その場での児童・生徒の状況を通級判定の情報の一つとしていました。平成 26 年度における巡回指導検討委員会の協議で明らかになった成果と課題及び通級指導学級判定委員会の果たす役割、緩やかな学区制への変更等を踏まえ、平成 27 年度に通級入級判定に至るまでの手続きを改善するために次のような変更を行いました。

◎ 通級判定委員会の資料の一つに「個別指導計画」を取り入れたこと

個別指導計画は、特別な配慮を要する児童・生徒の指導及び支援の在り方を考える際に最も基本となる資料の一つです。在籍校が校内委員会において検討を重ね、保護者との合意形成を図りながら作成した個別指導計画を基に通級入級の判定委員会に臨むことができるようになることをねらいとしています。

◎ 「行動チェックシート」を導入したこと

平成 26 年度まで行っていた行動観察のための授業は、児童・生徒にとっては、日常とは異なる教室環境で、初めて出会う教師からの指導を受けるものでした。そこで、在籍校での困り感や実態をより具体的に把握するため、行動観察に代替とするものとして、「行動チェックシート」を活用することにしました。在籍校の校内委員会での検討を経た「行動チェックシート」を基に、在籍校の校長等が、児童・生徒の状況を客観的に説明し、通級入級を判定する情報の一つとしています。

◎ 児童・生徒一人一人の実態に応じた協議を行うこと

「第三次実施計画」で公表された特別支援教室の導入を見据え、平成 26 年 10 月より、小学校の情緒障害等通級指導学級を拠点校*と位置付けました。通級判定委員会での情報のやりとりは、拠点校の通級指導学級の担当の教員が、入級後の指導及び支援を円滑に行うための第一歩となります。児童・生徒の困り感や指導の必要性は、一人一人異なり多様であることから、判定委員会では、在籍学校が求めている一部特別な指導の内容と指導の方向性について重点を置き協議しています。

◎ 難聴・言語障害通級指導学級の入級判定の流れを明確にしたこと

児童が在籍する学校や相談を受ける保護者が分かりやすいように、難聴・言語障害通級指導学級の入級判定を、情緒障害等通級指導学級の入級判定と同様の流れにしました。

情緒障害等通級指導学級の入級に関しては、小学校において、平成 28 年度から順次導入する特別支援教室の利用希望が増えると予想されます。多くの入級希望に対応し、必要な指導を早期に開始できる判定の在り方を検討することが今後の課題です。

中学校においては、特別支援教室の配置に関わる動向を注視し、相談体制を整えるとともに、中学生の実態を踏まえた工夫を行うことが今後の課題です。

難聴・言語通級指導学級への入級についても、利用の希望が増加することが予想されます。入級希望に関しては、障害の程度や内容を見極めながら柔軟に対応し、必要に応じた適切な指導を早期に開始できる判定の在り方を検討することが今後の課題です。

④ 通級退級判定

通級指導学級へ入級後は、退級・継続判定を年１回行っています。通級指導学級における指導は１年間を基本としており、翌年の３月末で指導期間が概ね１年となる児童・生徒を対象に、判定会を開催し、指導の効果や退級又は継続指導の必要性について判定を行っています。

通級指導学級の退級に関しては、小学校において、平成 28 年度から順次導入される特別支援教室の利用に伴い、退級判定の在り方を変更していくことが必要です。

また、小・中学校の情緒障害等通級指導学級及び難聴・言語障害等通級指導学級での指導の成果が明らかになり、退級することが望ましい場合は、それぞれの通級指導学級を退級し、在籍校で教育的ニーズに合わせた特別な指導を受けることになります。

通級指導学級を退級し、他の特別支援学級（固定制）や特別支援学校で指導を受ける等、新たな進路指導の方向性について、保護者と相談し、合意形成を図ることが今後の課題です。

（情緒障害等通級指導学級退級判定結果）

		平成 22 年度	平成 23 年度	平成 24 年度	平成 25 年度	平成 26 年度
通級退級判定	小学校	9/31	127／35	120／26	111／42	103／ 9
対象件数／退級数	中学校	0/0	11／2	9／ 2	12／ 2	11／ 4

⑤　合同見学会の開催と体験入級の実施

特別支援学級（固定制）への入級を検討し、就学相談や転学相談、通級相談を行っている保護者を対象に、実際の特別支援学級(固定制)の授業や活動の様子などを見学する機会として、合同見学会を開催しています。

また、就学相談や転学相談の過程において、入級を検討している児童・生徒が、必要に応じて、当該の特別支援学級（固定制）等に行き、実際に授業等を受けることができる体験入級を実施しています。

児童・生徒と保護者が就学先を考える際に、情報として特別支援学級（固定制）の学習や指導内容・方法等を、より的確に伝えられるよう、合同見学会や体験入級の実施方法を検討していくことが今後の課題です。

（合同見学会開催回数・参加者数）

	平成 22 年度	平成 23 年度	平成 24 年度	平成 25 年度	平成 26 年度
小学校見学会 （参加者数）	12 回 （112 人）	12 回 （146 人）	14 回 （157 人）	16 回 （120 人）	16 回 （162 人）
中学校見学会 （参加者数）	8 回 （39 人）	6 回 （54 人）	10 回 （94 人）	10 回 （72 人）	10 回 （87 人）

⑶ 特別支援教育の啓発活動

特別支援教育の推進には、支援を必要とする児童・生徒やその保護者だけでなく、周囲の人々の理解と協力が不可欠です。

多摩市では、特別支援教育の取り組みについて理解を得るために、教育センターの紹介リーフレットを作成・配布するとともに、多摩市公式ホームページ等を活用し、特別支援教育に関する相談機関についての紹介を行っています。

配布しているリーフレットや多摩市公式ホームページ等への認知度が高まるよう、広報活動の充実を図っていくことが今後の課題です。

４ 関係機関との連携

特別な教育的支援の必要な児童・生徒に対する適切な指導及び必要な支援の充実を図るため、家庭、学校、教育委員会（教育相談室、スクールソーシャルワーカー、適応教室（ゆうかり教室）、マネジメントチーム等）、福祉（発達支援室、子育て総合センター*、児童相談所）、医療、保健（健康センター）、労働などの関係者がより連携を深め、一貫性のある支援体制の整備を進めてくことが重要です。

(1) 就学支援ファイル・就学支援シート・相談支援ファイル（すてっぷ）

ア　就学支援ファイルを活用した家庭と学校の連携

就学支援ファイルは、就学相談の過程で就学支援委員会に提出された「面接票、行動観察記録、諸検査の結果、就学相談資料（保育園・幼稚園、療育機関、医療機関等の作成資料）をとりまとめたものです。これらの資料が、就学先の学校で適切な指導及び必要な支援を行う際に活用されるよう、保護者の同意を得た上で、その内容を就学する学校へと引き継いでいます。

イ　就学支援シートを活用した就学前機関と就学先の学校（小学校・中学校）との連携

就学支援シートは、就学を控えた幼児・児童を対象として、家庭、療育機関、保育園・幼稚園、小学校での支援内容や配慮事項を、就学先である小・中学校へ引き継ぎ、入学後も一貫性のある継続した適切な指導及び必要な支援を効果的に行うために、作成するものです。

保護者からの依頼により、就学前の幼児・児童が利用している機関（療育機関、保育園や幼稚園、小学校）は、現在に至るまで一人一人の課題に応じて、必要な配慮や効果的な言葉かけや補助の仕方などについての工夫などを就学先へと引き継ぎます。

引き継ぎを受けた小・中学校は、就学支援シートに記載された情報を基本的な資料として捉え、以下のような機会に活用し、個に応じた指導の充実を図っています。

① 校内委員会や生活指導全体会において、当該児童・生徒の共通理解を図る際
② 個別指導計画を作成する際
③ 保護者と面談する際

（保護者から提出された「就学支援シート」（過去３年））

	平成 24 年度	平成 25 年度	平成 26 年度
提出件数	１８４件 （小 158 件、中 26 件）	１７８件 （小 146 件、中 32 件）	２８２件 （小 217 件、中 65 件）

ウ　相談支援ファイル（すてっぷ）を活用した家庭と関係機関（保育・教育・医療等）の連携

相談支援ファイル（すてっぷ）は、児童・生徒の生まれた時から現在に至るまでの成長の記録とその間に受けてきた支援の内容等を一つのファイルにまとめたものです。

乳幼児期から成人期に至るまで、切れ目のない一貫した適切な指導及び必要な支援を受けることができるよう作成しています。利用希望のある保護者が作成・保管し、必要に応じて、保育園や幼稚園、学校等の関係機関に提示することにより、家庭と関係機関の連携を円滑にしていくことができるようになります。

（相談支援ファイル（すてっぷ）の配布状況）

	平成 22 年度	平成 23 年度	平成 24 年度	平成 25 年度	平成 26 年度
配布数	96	55	90	85	111

就学支援ファイル・就学支援シート・相談支援ファイル（すてっぷ）を活用し、子どもに関わる関係諸機関が情報の共有を図り、円滑な連携に結び付けていくことが大切です。

それぞれのもつよさを生かしながら、内容の重なりなどがないよう検討を行い、保護者等にとって利便性の高いものへと改善を図っていくことが今後の課題です。

⑵ 保育園・幼稚園・都立学校（高等学校・特別支援学校）との連携

保育園・幼稚園や都立学校*である東京都立永山高等学校、東京都立多摩桜の丘学園から、特別支援教育に関わる情報提供を受け、学校における指導及び支援の方向を理解する機会とします。小・中学校においては、得られた情報を活用し、小・中学校段階で行うべき適切な指導及び必要な支援の在り方を修正、改善するとともに、義務教育終了後の生活を見通すなど、切れ目のない一貫した支援体制の実現につなげていくことが大切です。

そのためには、これまでの保育園・幼稚園、小・中学校との連携に加え、東京都立永山高等学校や東京都立多摩桜の丘学園との新しい情報共有の在り方や連携体制の構築をいかに図っていくかが今後の課題です。

⑶ 副籍制度を通した特別支援学校との連携

副籍制度とは、東京都立特別支援学校の小・中学部に在籍する児童・生徒が、居住する地域の区市町村立小・中学校（以下、「地域指定校」という。）に、副次的な籍（以下、「副籍」という。）をもち、間接的な交流や直接的な交流を通じて、居住する地域とのつながりの維持・継続を図る、ものです。

本市の特別支援教育の推進に係る協力支援校としては、東京都立多摩桜の丘学園が指定されています。特別支援教育の周知・啓発、一人一人の障害の特性に応じた指導方法等についての学びを深めるためには、特別支援教育に関わる高い専門性をもち、実績が豊富な都立多摩桜の丘学園との連携を図ることが大切です。

長期的な展望をもって交流内容や方法を工夫し、保護者や教員に過剰な負担がかかることのないよう配慮しながら取り組みを進めることが今後の課題です。

（副籍制度利用者数（学年別）平成 27 年度）

学年	小１	小２	小３	小４	小５	小６
人数	９名	４名	２名	２名	１名	２名

学年	中１	中２	中３
人数	１名	３名	３名

⑷ 子育て・福祉部門等との連携

児童福祉法第 25 条の 2 第 1 項の規定に基づき、要保護児童対策地域協議会（多摩市子ども家庭支援ネットワーク連絡会）において、児童の問題行動や心身の発達の支援に関すること等について、関係者間で課題を共有し、課題解決のための方策の検討が行われています。この連絡会には、教育委員会を含めた、子育て総合センター、発達支援室、児童相談所、保健所等の関係者が参加しています。

また、子どもと家庭に関する総合相談・支援を行っている子育て総合センター、発達に関する総合相談や保育園・幼稚園等への訪問支援を行っている発達支援室、健康診査を行っている健康センター等と情報を共有し、支援を行っています。

引き続き、関係諸機関との連携を充実させ、児童・生徒や保護者にとって切れ目のない連続した支援を行っていくことが今後の課題です。

⑸ 特別支援教育に精通した専門家との連携

今後、増加が見込まれる相談に適切に対応できるよう、マネジメントチームの体制を強化するとともに、特別支援教育に精通した専門家（医師、言語聴覚士、臨床心理士、学識経験者、学校管理職経験者等）との連携の充実を図る必要があります。

特別支援教室で指導を受ける児童が在籍する小学校を巡回する臨床発達心理士*等との兼ね合いを踏まえつつ、特別支援教育に精通する専門家との連携を強化するために、専門家チームの再編を検討し進めることが今後の課題です。

５ 学級整備状況及び在籍児童・生徒数、学級数

学級整備については、平成 22 年３月、当時のニーズに対応していくために「今後の特別支援学級設置の考え方について」（以下「考え方」という。）を教育委員会で決定し、これに基づいて学級整備を進めていくこととしました。その後の状況の変化、児童・生徒や保護者のニーズなどに対応するため、「考え方」の一部を見直しながら、平成 23 年度以降毎年度、新規に特別支援学級を設置してきました。

一方、東京都において「第三次実施計画」が策定され、小学校の情緒障害等通級指導学級においては平成 28 年度から巡回指導が順次導入されることになりました。これらの新たな制度の変化に対応していくため、平成 26 年 10 月に「多摩市立学校における特別支援学級の整備方針」（以下「整備方針」という。）を教育委員会で決定しました。この整備方針には、必要な財源の確保、教育内容の充実を実現していくための内容を明らかにし、平成 30 年度までの期間にこれに基づいて学級を整備していくこととしました。

（平成 23 年度以降に新規に設置した学級一覧）

設置年度	小学校	中学校	障害種別
平成 23 年度	聖ヶ丘小		情緒障害等通級指導学級
平成 24 年度		多摩中	自閉症・情緒障害学級
平成 25 年度	貝取小		自閉症・情緒障害学級
平成 26 年度		青陵中	自閉症・情緒障害学級
		多摩永山中	情緒障害等通級指導学級

(1) 特別支援学級配置状況（小学校）

（平成 27 年 5 月 1 日現在）

	障害種別	学校名	学級名	学級設置年月日	児童数
ア	知的障害学級（４校）	東寺方小	こま学級	昭和 63 年 4 月 1 日	12
		諏訪小	なかよし１組	平成 8 年 4 月 1 日	9
		永山小	わかくさ学級	平成 8 年 4 月 1 日	12
		東落合小	さくら４組	平成 11 年 4 月 1 日	25
イ	自閉症・情緒障害学級（２校）	諏訪小	なかよし２組	平成 6 年 4 月 1 日	42
		貝取小	みどり学級	平成 25 年 4 月 1 日	16
		多摩第二小	平成 30 年度までに新設予定		
ウ	情緒障害等通級指導学級（４校）	瓜生小	ひばり学級	平成 8 年 4 月 1 日	32
		南鶴牧小	わかば学級	平成 17 年 4 月 1 日	52
		聖ヶ丘小	つばさ学級	平成 23 年 4 月 1 日	30
		愛和小	おおぞら学級	平成 26 年 4 月 1 日	57
		連光寺小	平成28年4月に拠点校機能をもった学級を新設予定		
エ	難聴通級指導学級（１校）	北諏訪小	きこえの教室	平成 19 年 4 月 1 日	2
オ	言語障害通級指導学級（１校）	北諏訪小	ことばの教室	平成 13 年 4 月 1 日	47

※学校統合等があった学校の学級設置年月日は、統合等の年月日としています。

※諏訪小学校の知的障害学級は平成 27 年度から受入れを中止し、平成 30 年度を目途に永山小学校の知的障害学級との統合を予定しています。

ア　知的障害学級（固定制）

小学校の知的障害学級は、東寺方小学校、諏訪小学校、永山小学校、東落合小学校の４校に設置しています。この中で、諏訪小学校には、知的障害学級と自閉症・情緒障害学級を併設しています。

また、諏訪小学校は、永山小学校の知的障害学級と平成 30 年度を目途に統合することが決定されており、平成 27 年度から新入学児童の受入れを中止しています。今後は、東寺方小学校、永山小学校、東落合小学校の３校体制で受入れを行っていきます。

イ　自閉症・情緒障害学級（固定制）

平成 27 年度現在、諏訪小学校と貝取小学校の２校に自閉症・情緒障害学級を設置しています。今後は、市域全体の配置バランスを勘案し、平成 30 年度までに多摩第二小学校に自閉症・情緒障害学級を新設することを予定しています。

ウ　情緒障害等通級指導学級

東京都は、「第三次実施計画」において、情緒障害等通級指導学級の対象となる児童が在籍校を離れて通級設置校へ通学する「拠点校方式」から、全ての小学校に特別支援教室を設置し、担当する教員が各学校を巡回する「特別支援教室（巡回指導方式）」への転換を決定しています。

既に、その具体的な内容や方法が、平成 27 年３月に「特別支援教室の導入ガイドライン」によって示され、平成 30 年度までに全公立小学校で特別支援教室を導入することになっています。

多摩市においては、平成 28 年度から、新たに連光寺小学校を、通級指導学級の拠点校として位置付けるとともに、多摩第一小学校、連光寺小学校、聖ヶ丘小学校、諏訪小学校、北諏訪小学校の５校に特別支援教室を導入していきます。残りの 12 校については、平成 29 年度から導入する予定です。

エ　難聴通級指導学級、言語障害通級指導学級

難聴通級指導学級・言語障害通級指導学級は、北諏訪小学校に設置していますが、実際の指導は教育センターで実施しています。学校と離れた場所で指導、学級運営がされている状況を改善するため、学校の環境が整備され次第、指導場所を移転する予定です。

以上の小学校の配置状況を踏まえた今後の課題として、次の５点が挙げられます。

①　自閉症・情緒障害学級（固定制）の配置バランスを踏まえ、多摩第二小学校への新設を円滑に進めること。

②　特別支援教室について、平成 28 年度に小学校５校、平成 29 年度に小学校 12 校への導入を円滑に進めること。

③　教育センターで指導を行っている北諏訪小学校の難聴通級指導学級・言語障害通級指導学級の移転先・移転時期などを検討し、円滑に実施すること。

④　情緒障害等通級指導学級について、小・中学校９年間を見通してバランスよく配置すること。

⑤　平成 31・32 年度の配置計画を明らかにすること。

(2) 特別支援学級配置状況（中学校）

（平成 27 年 5 月 1 日現在）

	障害種別	学校名	学級名	学級設置年月日	生徒数
ア	知的障害学級 （３校）	諏　訪　中	5　組	昭和 53 年 4 月 1 日	14
		落　合　中	5　組	平成 12 年 4 月 1 日	23
		和　田　中	5　組	平成 20 年 4 月 1 日	13
イ	自閉症・情緒障害学級 （２校）	多　摩　中	F　組	平成 24 年 4 月 1 日	17
		青　陵　中	5　組	平成 26 年 4 月 1 日	11
ウ	情緒障害等通級指導学級（１校）	多摩永山中	こぶし学級	平成 26 年 4 月 1 日	23

※学校統合等があった学校の学級設置年月日は、統合等の年月日としています。

ア　知的障害学級（固定制）

中学校の知的障害学級は、平成 20 年度に和田中学校に新設して以来、３校体制で運営を行ってきました。今後も、諏訪中学校、落合中学校、和田中学校の３校体制で受入れを行っていきます。

イ　自閉症・情緒障害学級（固定制）

平成 24 年度に、多摩市で初めて、多摩中学校に自閉症・情緒障害学級を設置しました。自閉症・情緒障害学級に対するニーズの高まりもあり、平成 26 年度には、青陵中学校の情緒障害等通級指導学級を固定制の自閉症・情緒障害学級へと転換して、新たに設置しました。

ウ　情緒障害等通級指導学級

青陵中学校の自閉症・情緒障害学級の新設を受けて、平成 26 年度から、多摩永山中学校に情緒障害等通級指導学級を新設しました。

小学校は、連光寺小学校を含めて５校の拠点校体制とするのに対し、中学校は多摩永山中学校の１校体制であることから、今後、小学校との設置校のバランスを図る必要性があります。

以上の中学校の配置状況を踏まえた今後の課題として、次の２点が挙げられます。

①　情緒障害等通級指導学級について、小・中学校９年間を見通してバランスよく配置すること。

②　平成 31・32 年度の配置計画を明らかにすること。

(3) 教育環境の整備

特別支援教育の対象となる児童・生徒は、全ての学級に在籍すると推測されることから、特別支援教育に関わる専門性を有する教員と通常の学級の担任が、日常的な交流により、指導内容・方法を改善充実するための工夫についての情報交換を行うことが重要です。

これまでも通常の学級の担任と特別支援学級の担任が同じ職員室を使用している学校、平成 27 年度に入り分離型の職員室を見直し一体型の職員室へと改善を図った学校等からは、同じ職員室で業務を行うことにより、互いの意思疎通が図られ、交流及び共同学習の実践やそれぞれの指導の工夫を図る上で役立っているとの情報が寄せられています。

職員室の設置の仕方を含め、教育環境の整備を総合的な視点から検討していくことが今後の課題です。

第４章　今後の展開

１ 学校での教育方法・内容（指導体制）の充実

各校において特別支援教育を推進するに当たって、学校経営方針に特別支援教育の視点を盛り込み、組織としての機能を確立するための体制整備が重要です。校長のリーダーシップの下、特別支援教育コーディネーター*を中心として校内委員会*の活性化を図るため、校内委員会の活動内容を明確にすることが必要です。

また、特別支援教育コーディネーターを始めとする教員の資質と指導力の向上が求められます。

そのためには、特別支援教育に関わり、発達障害*や知的障害に係る理解・啓発を着実に推進するための研修体制を充実させ教員の指導力向上を図ることが大切です。

また、特別な教育的支援が必要な児童・生徒に対して、個別指導計画*や学校生活支援シート*（個別の教育支援計画）を作成し、それに基づく計画的な指導を行っていくことが重要です。

さらに、ピアティーチャー*についての効果的な活用事例等について検証していくことで、将来にわたって制度を継続していく必要があります。

(1) 校長・副校長のリーダーシップ

校長の学校経営方針に基づき教育課程を編成する際には、本推進計画の理念を踏まえ検討を行い、交流及び共同学習*の実施や副籍制度*の活用等を促進していきます。全ての学校において、特別支援教育の視点に立った授業改善を進めることができるよう、研修の機会を設定し、その内容や方法の充実を図っていきます。

また、特別支援学級設置校の校長が一堂に会する設置校校長会を定期的に開催し、特別支援教育に関わる情報を共有しながら、多摩市全体の取り組みの質的向上を図ります。あわせて学校運営の要である副校長が、特別支援教育に関わる情報等を効率的に活用できるよう、「副校長連絡会*」の場において、情報提供を行っていきます。

校長・副校長のリーダーシップ					
項目	28 年度	29 年度	30 年度	31 年度	32 年度
管理職への研修（平成 27～28 年度東京都悉皆研修）	→				
市主催の特別支援教育（管理職向け）研修の実施		→	→	→	→
副校長連絡会の活用	→	→	→	→	→

(2) 校内研修会の充実

教務主任研修会や特別支援教育コーディネーター研修会において、学校の特色ある取り組みや効果的な校内研修の内容や方法について情報の共有を図ります。また、各学校における研修が充実するよう、教育委員会が収集した高い効果が期待される研修内容や講師等の情報を積極的に発信していきます。

(3) 校内委員会の充実

児童・生徒に対して、適切な指導及び必要な支援を行う際に要となるのが特別支援教育コーディネーターを中心とした校内委員会です。校内委員会における事例の検討・協議等を経て全校体制で組織的に実施していく必要があります。

一人一人の児童・生徒に応じたきめ細やかな指導を行うためには、指導方針と内容・方法を明確にするなどして、学校と家庭の共通理解を深めることが重要です。学校と保護者で作成する個別指導計画を検討・修正するための役割を担うのもまた、校内委員会です。

特に、小学校においては、平成28年度から開始する特別支援教室の配置に関連し、それぞれの児童が特別支援教室で指導を受ける対象であるかを検討するのが校内委員会であり、その際に活用すべき存在が、東京都教育委員会から年間10回派遣される臨床発達心理士*となります。

平成28年度には、先行して特別支援教室を設置した小学校５校での成果と課題を踏まえ、「派遣相談」の活用方法を含め、校内委員会における検討の在り方に関する研究・実践を進めていきます。

今後、校内委員会の機能の充実を図り、児童・生徒一人一人の障害の状態に応じたきめ細かな指導を行っていきます。

校内委員会の充実					
項目	28 年度	29 年度	30 年度	31 年度	32 年度
校内委員会における個別指導計画の作成	→	→	→	→	→
校内委員会における臨床発達心理士との連携・活用	→ ５校で先行実施 成果検証	→ 成果に基づき 実施	→	→	→

(4) 特別支援教育コーディネーターの資質向上

学級担任が学習上又は生活上の困難の状況を把握し、学級や学年で対応すべき課題か、または、学校全体で対応すべき課題かなどの判断や関係機関との連携や保護者との信頼関係の構築に向け、特別支援教育コーディネーターの調整力や運営力などの力量が問われていきます。したがって、学校や校種を越えて情報交換を行い、学び合っていけるような、特別支援教育コーディネーター同士のつながりが必要です。小学校においては、特別支援教室の導入に伴い、特別支援教室での特別な指導の必要性について、校内委員会で検討を行うことから、特別支援教育コーディネーターの重要性が増しています。

こうした特別支援教育を取り巻く環境の変化等を踏まえ、特別支援教育コーディネーター研修や情報提供の充実を図り、人材育成を進めていきます。

特別支援教育コーディネーターの資質向上					
項目	28 年度	29 年度	30 年度	31 年度	32 年度
特別支援教育 コーディネーター研修の充実	→	→	→	→	→
発達障がいの可能性のある児童に対する校内での指導及び支援について検討の方法に特化した研修	→	→			

(5) 個別指導計画・学校生活支援シートの作成と活用

ア　個別指導計画の作成

個別指導計画を検討・作成する際には、保護者と意見交換を行うことが大切です。検討内容は、個々の指導の短期的、長期的目標、学習内容・方法、評価等があげられます。今後、「個別指導計画」の市内共通の様式について、特別支援学級の担任を対象とする研修会において協議し、各学校に普及していきます。

イ　学校生活支援シートの作成

学校生活支援シートは、地域で生活する一人一人の子どもの生涯を見据えた長期的な支援を、関係諸機関が連携して行っていくためのプランとなるものです。

就学支援シート及び学校生活支援シートは、「障がいのある幼児・児童・生徒の幼児期から学校卒業までの一貫性のある支援を行うために、教育、福祉、医療、保健等の連携内容を記録していくこと」を目的とし、保護者と共に作成していくものです。

現段階において、学校生活支援シートについては、学校によって、様式・項目が異なるなどばらつきがあります。学校生活支援シートを作成する目的を踏まえ、様式や作成に関わる手順等について検討をしていきます。

関係諸機関の情報を一本化することにより、円滑な連携に結び付けられるよう、各種の様式が果たす役割を検討し、それぞれがもつよさを生かしながら、本人・家族がより有効に活用できるよう改善を図っていきます。

個別指導計画・学校生活支援シートの作成と活用					
項目	28 年度	29 年度	30 年度	31 年度	32 年度
個別指導計画（共通様式）の作成と活用	→ 様式作成に向けて検討	→ 活用	→ 改善・充実	→	→
学校生活支援シート（共通様式）の作成と活用		→ 様式作成に向けて検討	→ 活用	→ 改善・充実	→
関係書式の果たす役割を精査し、「就学支援シート」と「学校生活支援シート」の一本化に向けた検討			→ 内容の精査	→ 「就学支援シート」と「学校生活支援シート」の一本化に向けた検討	→

(6) ピアティーチャーの活用

今後の特別支援教育を推進していく上で、ピアティーチャーは、多摩市の特色ある施策として欠かせない存在です。ピアティーチャーを対象とする悉皆研修を開催し、ピアティーチャーの取り組み内容について成果を共有し、障がいのある児童・生徒に対する支援の内容や方法について質的な向上を図ります。

ピアティーチャーの活用					
項目	28 年度	29 年度	30 年度	31 年度	32 年度
ピアティーチャーの効果的な活用	悉皆研修の実施 →	→	→	→	→

(7) 交流及び共同学習の充実

交流及び共同学習は、障がいのある子どもの自立と社会参加を促進するとともに、社会を構成する様々な人々と共に助け合い支え合って生きていくことを学ぶ機会となり共生社会*の形成に役立つものだと捉えています。

児童・生徒一人一人の状況に応じた交流及び共同学習の充実した活動の促進を図っていくための研修を充実させていきます。

(8) 保護者との連携の充実

障害の有無・程度にかかわらず、一人一人の子どもの能力を最大限に伸長するために、学校と保護者が適切な指導及び必要な支援の内容等を理解し、共有していくことが大切です。そのために派遣相談（４章２－（２）参照）の結果を伝える際や個別指導計画の作成に当たる時など、学校での児童・生徒の状況を丁寧かつ的確に伝えることで保護者と学校との信頼関係をより強固なものへとしていきます。

各校で行われる校内研修会の充実（４章１－（２））に向けた働きかけを積極的に行うとともに、特別支援教育コーディネーターの資質向上（４章１－（４））に向けた研修を計画的に実施します。

２ 学校への支援体制の充実

特別支援教育の推進には、学校における主体的な取り組みを進めるとともに、学校に対して適切な助言や支援を行うことが不可欠です。特別支援教育に関する教員の研修、学校に対して助言を行う専門家の派遣、適切な指導を行うための教材や施設整備等を充実させていきます。

(1) 特別支援教育に関する研修

障害の理解や対応、保護者との連携など、特別支援教育を推進するため、教育委員会主催の研修会を開催し、教職員の資質向上に取り組みます。内容として、特別支援学級の担当者を対象とする研修と通常の学級の担任等を対象とする研修を実施していきます。

研修の充実に当たっては、以下の４点に留意していきます。

＜留意事項＞

ア　本推進計画の理解を深めるための悉皆研修

今後の特別支援教育に関わる内容や方向性についての理解を深めるための研修会を市内の小・中学校の全教員を対象に実施し、多摩市全体のレベルアップを図ります。

イ　特別支援学級の担任を対象とした研修

特別支援学級を初めて担当する教員にとっては、知的障害や発達障害に関する基礎的理解、特別な教育課程を編成する意味や意義等に関する事項、学級経営や個別指導計画作成をする上で、必要不可欠な事項について学ぶ研修を毎年度１学期に行っていきます。

ウ　進学や就労、自立の視点を踏まえた研修

障がいのある児童・生徒に、社会的自立を図ることのできる力や地域の一員として生きていくための力を培うためには、全ての教員、特に特別支援学級の担任には、校種を問わず高等学校や特別支援学校高等部への進学、就労に関する知識を理解していることが求められます。東京都立特別支援学校や、学校教育終了後の就労先の一つである特例子会社*等の見学を行い、長期的視野に立った指導に生かすことができる研修を行っていきます。

エ　特別支援教育推進委員会を設定した研修

特別支援教育推進委員会を設け、「教室環境」「授業における指導方法」「保・幼・小連携」「外部・保護者との連携」等をテーマに研究・実践を進めます。

特別支援教育に関する研修の実施					
項目	28 年度	29 年度	30 年度	31 年度	32 年度
本推進計画の理解を深めるための悉皆研修	→				
特別支援学級の担当者を対象とした研修	→	→			
進学や就労、自立の視点を踏まえた研修	→	→	→	→	→
特別支援教育推進委員会を設定した研修（情報のデーターベース化）		準備	→	→	→

研究・実践の成果や実践事例を、特別支援教育に関する知識や経験が浅い教員等が、基礎的な指導及び支援の方法について理解を深める際の資料として活用できるよう、データベース化を図ります。

(2) 専門家チームによる派遣相談（授業相談・巡回相談）

授業相談と巡回相談は、いずれも学校を支援する方策であることから、それぞれの相談に関わる専門家と内容を再編・拡充し「専門家チームによる派遣相談」へと一本化を図ります。

派遣相談に当たるのは、これまで授業相談や巡回相談を担ってきた専門家である学識経験者に医師を加えた「専門家チーム」として再編し、相談の結果を保護者と共有するなど、これまで保護者の同意を得て行ってきた巡回相談の視点を踏まえながら、それぞれの方法で、各学級における適切な指導及び必要な支援の方法や教室環境等に関する助言を行っていきます。

また、小学校においては、特別支援教室導入に伴い「臨床発達心理士等の巡回」が開始されるため、「臨床発達心理士等の巡回」と「専門家チームによる派遣相談」、それぞれの果たす役割について整理し、相談体制の整備を行います。

専門家チームによる派遣相談（授業相談・巡回相談）					
項目	28 年度	29 年度	30 年度	31 年度	32 年度
派遣相談の充実	今後の派遣相談の内容について検討	専門家チームによる派遣相談の開始	専門家チームによる派遣相談の充実		
特別支援教室導入に伴う臨床発達心理士等の巡回相談の充実	小学校５校で「臨床発達心理士等の巡回開始」※	全小学校で「臨床発達心理士等の巡回」			

※　小学校５校に、東京都教育委員会から臨床発達心理士が派遣される。「専門家チームによる派遣相談」の果たす役割の違いについて明確にしていきます。

(3) ＩＣＴ機器の導入

特別支援学級及び通級指導学級では、将来的に自立し社会性を身に付けられるように、児童・生徒一人一人の障害の状態や発達段階、特性に応じた適切な指導及び必要な支援を行っています。また、一方で特別支援教育の推進に伴い、個別の教育的ニーズに対応できるＩＣＴ教材の開発が進められています。

これまで、児童・生徒一人一人の学習状況や特性等に応じて、具体物や習熟の程度に応じた教材を用いた授業を行ってきました。また、各学校に導入した電子黒板や書画カメラを使った視覚を活用した学習も行われています。これら多様なツールや教材を組み合わせて、一人一人に有効な指導が実践できるよう、教員の指導力の向上を図ることが重要です。

特別支援学級及び通級指導学級の教員が、それぞれの専門的知識をより一層身に付け、指導力を高めるために、外部講師からの指導や、先進地域の視察等を通じて主体的に学び、成果を上げています。

今後は、特別支援学校やＩＣＴ教材の導入実績のある自治体での活用状況、通級指導学級における活用等の課題について情報収集するとともに、児童・生徒の実態に即した指導内容や方法を工夫していきます。特に、特別支援教室におけるタブレット端末の導入や活用するアプリケーシ

ョンの選定について、今後も継続的に研究を進めていきます。

ＩＣＴ機器の導入					
項目	28 年度	29 年度	30 年度	31 年度	32 年度
小・中学校知的障害学級（固定制）でのタブレット端末利用	→	→	→	→	→
中学校自閉症・情緒障害学級（固定制）にタブレット端末の導入	→	→	→	→	→
小学校自閉症・情緒障害学級（固定制）にタブレット端末の導入	→	→	→	→	→
言語障害通級指導学級でのタブレット端末の利用		→	→	→	→
タブレット端末に導入する支援教材に関する検討	→	→	→	→	→
タブレット端末を活用した新たな指導法の検証				→	→

※年度途中から始まっている→は、その年度の中間から取組を始めることを意味します。

(4) 公立小・中学校における発達障害教育支援員等活用研究事業の成果の活用

２年間の研究を通して得られた成果を市内の各学校はもちろんのこと、東京都全体に発信していきます。特に、発達障害教育支援員の活動状況を記録し、指導の改善に役立てていく手法は、ピアティーチャーの効果検証にも役立つ手法です。

3 保護者（家庭）への支援・相談体制の充実

知的障害や発達障害の正しい理解と、家庭や学校での児童・生徒がもつ課題について、早い段階から家庭での気付きや正しい理解が得られるよう、就学時健康診断、就学支援シート、就学相談、パンフレットによる啓発など、様々な機会を通して保護者及び地域に対して働きかけを行っています。

また、保育園や幼稚園から小学校、中学校への継続性のある一貫した支援により、保護者が安心して相談できるよう、情報提供を丁寧に行っていく環境作りを進めていくことが重要です。

これまで確立してきた保護者支援・相談体制を基に、関係機関との連携を深め、就学前の保護者へのガイダンスの実施、就学時健康診断の観点の整理等、内容の充実・工夫が図られるように検討していきます。

(1) 特別支援教育マネジメントチーム

「第三次実施計画」に基づく特別支援教室の配置や「障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律」の施行に伴い、特別支援教育に対する期待が高まることから、今後、特別支援教育マネジメントチーム*（以下、「マネジメントチーム」という。）の相談件数の増加と相談内容の多様化が予想されます。

これらの状況に対応するためには、職員と相談員が本来もち合わせている専門性を発揮し、マネジメントチームの機能分化を含めた再編を図り、質の高い相談業務を効果的に行っていくことが大切です。

具体的には、学校教育の経験がある職員が、就学相談に係る保育園・幼稚園の行動観察や、保護者面談を中心となって行います。一方、臨床心理士*の資格を有する相談員は、WISC-Ⅳなどをはじめとする心理検査の実施や解釈、保護者への説明等、心理職の専門性に特化した業務に当たるよう体制を整えていきます。

相談の中で得た児童・生徒の状況や、教育的ニーズに基づく必要な支援と情報については、保護者の同意が得られる場合は、就学先の学校へ情報を提供し、実際の指導に役立てていきます。また、ICT 機器を利用して相談記録等の情報を電子化し、必要な情報を効果的に活用するための管理方法を検討し整備を進めます。

特別支援教育マネジメントチーム					
項目	28 年度	29 年度	30 年度	31 年度	32 年度
マネジメントチーム及び臨床心理士の機能分化・再編	機能分化に関する検討	→	→	→	再編 →
情報の効果的な活用	→	→	→	→	→

(2) 就学相談・転学相談・通級相談等の充実

ア　就学相談の充実

就学支援委員会を中心とした就学相談の基本的な考え方は、障がいのある児童・生徒の可能性を最大限に伸長し、自立と社会参加を目指すことにあります。そのためには、年齢及び能力に応じた教育が受けられるよう、障害の状態や教育上適切な指導及び必要な支援の内容、地域における支援体制の整備状況等を総合的に勘案し就学先を決定するために、保護者と教育委員

会が合意形成を図っていきます。

就学先が決定した後も、一貫した支援に向けて適切な助言等を行い、継続的に働きかけていきます。そのため、就学相談説明会の開催や特別支援学校、特別支援学級の見学会等を通じて特別支援教育に関する情報提供を行う等、就学相談の充実に向けた取り組みを進めます。

就学相談の充実					
項目	28 年度	29 年度	30 年度	31 年度	32 年度
相談内容や方法の工夫・行動観察委員に対する研修	課題の確認・検討	検討を踏まえ改善			
新１年生に対する通級判定の在り方	特別支援教室の配置に伴う通級判定の在り方を改善				

イ　転学相談の充実

児童・生徒の転学先の決定についても、特別支援学校、特別支援学級の見学会、体験入級等を通じて特別支援教育に関する豊富な情報を提供すること等、転学相談の充実に向けた取り組み（相談内容や方法の工夫、合同見学会・体験入級の在り方の研修等）を進めます。

特別支援学級（固定制）から通常の学級に転学を検討する場合も、児童・生徒の状況や教育的ニーズ、必要な支援の内容等を勘案し、体験入級を行った上で、転学先を決定しています。

特別支援学級（固定制）への転学が望ましい児童・生徒のうち、保護者との合意形成を図ることができないなどのため、教育委員会が判定に基づく専門的指導及び支援を行うことができない児童・生徒に対しては、教育委員会が学校と連携し、多様な学びの場に関わる情報の提供など、次善の策を講じていきます。その子どもにとって最も適切な指導及び必要な支援の在り方について保護者と合意形成を図り、転学につなげるための取り組みを実施します。

転学相談の充実に向けて、「専門家チームによる派遣相談」の活用などを進めていきます。

転学相談の充実					
項目	28 年度	29 年度	30 年度	31 年度	32 年度
相談内容や方法の工夫	課題の確認・検討	検討を踏まえ改善			
専門家チームとの連携の充実 ４（５）に掲載	新たな専門家チームの在り方について検討	新たな専門家チームの再編			

ウ　通級相談（通級指導の開始・終了の判定の在り方）の充実

通級指導とは、通常の学級に籍を置きながら、一部特別な指導を必要とするため、特別支援学級（又は特別支援教室）に通い指導を受けるものです。児童・生徒が、在籍校や通級指導学級（又は特別支援教室）において、効果的な指導を受けられるよう、通級指導の開始・終了の判定を的確に行っていくことが大切です。また、通級指導の終了の時期についても、該当児童・生徒及び在籍校にとって時機を得たものとなるよう、指導終了の判定の在り方についても検討します。

① 小学校　情緒障害等通級制（特別支援教室）入級・退級判定の充実

特に小学校においては、平成 28 年度から導入される特別支援教室の配置に伴う変更等を踏まえて、通常の学級の担任と特別支援教室の教員が連携を強化することが重要です。各小学校の校内委員会では、特別支援教室の教員や臨床発達心理士の出席または助言を得ることで、より的確に、困難を抱えた児童の実態を把握し、適切な指導について検討します。教育委員会では、校内委員会の検討結果を踏まえ、適切な指導を速やかに開始できるよう、入級・退級判定の充実に向けて検討を進めていきます。

28 年度…特別支援教室の配置（５校）に伴う臨床発達心理士等の派遣と巡回指導の状況を確認します。小学校 12 校は現行どおりとします。

29 年度…小学校全校に特別支援教室の配置を完了します。臨床発達心理士等の派遣も全校に行われます。全ての学校において、随時入級を開始します。

30 年度…在籍校の校内委員会で、臨床発達心理士等の助言を得ながら、特別支援教室からの退級時期について検討を行います。

31 年度…随時入級・退級基準の在り方を構築し運用を試行的に開始します。

通級の入級・退級判定の充実					
	28 年度	29 年度	30 年度	31 年度	32 年度
入級判定	臨床発達心理士の派遣を踏まえ、随時入級を検討	随時入級の開始			
退級判定			随時の退級判定検討	随時の退級判定の試行開始	

「随時入級」については、東京都教育委員会が平成 27 年 3 月に発行した「特別支援教室導入のガイドライン」に、「特別支援教室は、学級を編成するという考え方ではないため、特別な指導を必要とする児童がいれば、その都度、指導の必要性を検討し、指導を開始することができる。」「特別支援教室での特別な指導の開始と終了を判定する委員会は、可能な限り随時開催されることが望ましい。」と示されています。このことを踏まえ、多摩市における通級指導学級の入級・退級の判定について検討していきます。

② 中学校　情緒障害等通級制入級・退級判定の充実

28～30 年度…これまでの入級・退級判定の在り方について、課題の確認と改善に向けた取り組みを行います。

31 年度…小学校における 28・29・30 年度の取り組みの成果を踏まえ、派遣相談を活用した校内委員会の充実と、随時入級を含めた入級判定の在り方を検討します。

32 年度…31 年度の検討を踏まえた入級判定を実施します。

③ きこえとことばの教室入級・退級判定の充実

28 年度…これまでの入級・退級判定の在り方について、課題の確認と改善に向けた取り組みを行います。

29 年度…特別支援教室の全小学校開始に伴い、校内委員会の審議結果と、難聴・言語障害通

級指導学級の教員による、難聴または言語障害に関する専門的な視点からの意見を活かした判定方法を検討します。

30 年度…29 年度の検討を踏まえた入級判定を行います。

31 年度…在籍校の校内委員会で、臨床発達心理士や難聴・言語障害通級指導学級の教員等の助言を得ながら、退級時期について検討を開始します。

エ　合同見学会・体験入級の充実

就学相談や転学相談中の保護者等を対象に、実際の特別支援学級を見学する機会として、合同見学会を開催しています。

また、就学相談や転学相談の中で、入級を検討している特別支援学級（固定制）を、当該の児童・生徒が体験する機会（体験入級）や保護者が見学する機会を必要に応じて設定できるよう、教育委員会と学校との連携体制を整えます。

合同見学会、体験入級を通して、児童・生徒とその保護者が就学先を判断する際の情報を提供できるよう、特別支援学級設置校と連携して、児童・生徒や保護者が求める情報を適切に伝えていきます。

なお、中学校における通級指導学級への入級を検討する際には、本人の入級に向けた意識を高めることが重要であることから、体験入級を適切に位置付けていきます。

合同見学会・体験入級の充実					
項目	28 年度	29 年度	30 年度	31 年度	32 年度
合同見学会・体験入級に関わる情報の発信	合同見学会・体験入級に関わる情報の整理と発信	合同見学会･体験入級への柔軟な対応			

(3) 特別支援教育の啓発活動の充実

特別支援教育を推進していくためには、支援の対象となる児童･生徒や保護者ばかりではなく、周囲の人々の理解と協力が不可欠であり、全児童・生徒、保護者、地域の人々及び全教職員に対して、啓発活動を継続的に実施していく必要があります。

障害者基本法には、全ての国民が障害の有無によって分け隔てられることなく、相互に人格と個性を尊重し合いながら共生する社会の実現が明記されています。

また、副籍制度は、障がいのある人とない人が交流を図り、支え合いながら共に暮らす地域社会を創造的に実現してほしいという願いが込められたものです。副籍制度の対象となる特別支援学校の児童や生徒にとどまらず、障がいのある児童・生徒が卒業後も多摩市に生活基盤を構築していくためには、障害に対する市民の理解が必要不可欠です。

関係機関とともに、共生社会の実現に向けた理解啓発を進め、特別支援教育への認知度を高めるための方策について検討し、啓発資料を配布するなど情報提供を進めていきます。

特別支援教育の啓発活動の充実					
項目	28 年度	29 年度	30 年度	31 年度	32 年度
啓発資料の作成	作成準備		作成・配布		

4 関係機関との連携

障がいのある児童・生徒の自立や社会参加を目指した特別支援教育を推進するためには、保育園や幼稚園などの就学前機関から、小学校・中学校、卒業後の就労までを見通した切れ目のない支援が行えるよう、体制整備を行うことが重要です。

そのためには、共通の情報や方向性を明確にし、実践を進めるなど、関係者間の積極的な連携が必要です。関係機関がそれぞれの視点から、学習上又は生活上の困難を抱えている児童・生徒に対する理解を深め、それぞれが果たすべき役割を確実に遂行し、児童・生徒の自立を促す仕組みづくりを進めていきます。

例えば、適応教室（ゆうかり教室）においても、障害の有無にかかわらず、学校生活への適応力を高め、早期に学校復帰できるよう、一人一人に応じた適切な指導及び必要な支援を行っていきます。

(1) 就学支援ファイル・就学支援シート・相談支援ファイル（すてっぷ）の活用

児童・生徒一人一人の教育的ニーズや支援の必要性を把握して目標を設定し、長期的な視点で適切な指導及び必要な支援の方法や内容を学校・家庭が共有することが大切です。

保護者の同意を得て活用する就学支援ファイルについては、その効果的な活用を通して、関係者間の連携を深めていきます。

就学支援シートを活用することにより、保育園・幼稚園児、小学校の児童に関わる、これまでの指導の内容や方法を、就学先に引き継ぐことができます。就学支援シートについては、活用の意義や有効性について、就学前機関や保護者の理解が進み、その活用の度合いが高まっています。今後は、子育て支援課と連携し、保育園園長会等において就学支援シートの意義等を説明し、活用の促進を図っていきます。

就学支援ファイルや就学支援シートはもちろんのこと、相談支援ファイル（すてっぷ）についても、効果的な活用が望まれます。それぞれがもつよさを生かしながら、記載内容の整理や様式、提出の方法等の検討を継続して行っていきます。

就学支援ファイル・就学支援シート・相談支援ファイル（すてっぷ）の活用					
項目	28 年度	29 年度	30 年度	31 年度	32 年度
就学支援シートの活用と連携の促進	活用	連携の促進		学校生活支援シートとの一本化に向けた検討	
記載内容の整理や様式の検討	活用状況の把握	資料の分析	活用の促進		

(2) 保育園・幼稚園・都立学校（高等学校・特別支援学校）との連携の充実

小・中学校のそれぞれのステージで行うべき指導を再確認し、一貫した指導と支援体制の実現につなげていくために、保育園・幼稚園、小・中学校、東京都立永山高等学校と情報共有を図り、連携体制を構築していきます。

保育園・幼稚園・小学校の連携を図るための方策として、小学校の教員が、保育園・幼稚園で実施する「たまっこ５歳児輝きプログラム*」の内容を理解した上で、「かがやきブック*」を活用した指導の充実を図ることが重要です。多摩市の関係所管との連携を図り、保育園・幼稚園・小

学校の関係者が一堂に会する機会などを設けて、「かがやきブック」等の活用の促進を図っていきます。

本市における中学校・高等学校との連携については、本推進計画の策定を契機に、市内の中学校から東京都立永山高等学校に進学する生徒の中に、特別な支援を必要とする生徒がいる場合には、保護者からの同意を得た上で、中学校で活用した学校生活支援シート等を東京都立永山高等学校へと引き継いでいきます。東京都立永山高等学校との連携を通して得られた成果を基に、他の都立学校*に対しても本市の特別支援教育に関わる取り組みについて情報発信を行い、中学校から高等学校へと一貫した指導の実現を目指します。

保育園・幼稚園・都立高等学校との連携の充実					
項目	28 年度	29 年度	30 年度	31 年度	32 年度
「かがやきブック」等の活用	「かがやきブック」等の活用の促進	関係する保育園・幼稚園との連携の強化	活用に関わる好事例についての情報共有		
東京都立永山高等学校との連携	該当する生徒の入学が決まった場合に、学校生活支援シート等を活用した引き継ぎを試行	学校生活支援シート活用の促進			

(3) 特別支援学校との連携

本市の特別支援教育の推進に係る協力支援校として東京都立多摩桜の丘学園が指定されています。特別支援教育の周知・啓発、一人一人の障害の特性に応じた指導方法等についての学びを深めるためには、特別支援教育に関わる高い専門性をもち、実績が豊富な東京都立多摩桜の丘学園との連携を図ることが大切です。

東京都立多摩桜の丘学園で行われている研修会や各種の講座についての情報を、児童・生徒や保護者、小・中学校の教職員に発信し、特別支援教育に対する意識を高めるとともに、特別支援学校を会場に行われている研修会や講演会等への参加の促進を図ります。また、東京都立多摩桜の丘学園が、多摩市・稲城市のエリアにおけるセンター校に指定されていることを踏まえ、各学校等が、指導・支援や就学・転学などについての相談や助言を求められるよう、教育委員会が東京都立多摩桜の丘学園及び市内の小・中学校に積極的な働きかけを行っていきます。

特別支援学校との連携					
項目	28 年度	29 年度	30 年度	31 年度	32 年度
都立多摩桜の丘学園に関する情報の発信と活用	情報の効果的な発信	相互交流の充実			

(4) 副籍制度の活用

副籍制度を活用し、児童・生徒が、地域社会の中で、多くの人と共に生き、生活していくという意識を高め、将来の社会を担う地域の一員として成長するよう働きかけていきます。また、市内全校において副籍制度の理解・啓発を進め、当該校においてこの制度が活用されるよう、研修会等の機会を捉え、効果的な間接交流・直接交流に関する指導事例や情報等を発信していきます。

副籍制度の活用					
項目	28 年度	29 年度	30 年度	31 年度	32 年度
副籍制度の活用を通した働きかけ	間接交流・直接交流に関する情報の共有	間接交流・直接交流に関する好事例を紹介	直接交流の充実		

(5) 子育て・福祉部門等との連携

特別な支援を必要とする子どもの存在を早期に把握するとともに、具体的な支援方針を関係機関が共有し、必要な支援を行うことができるよう、連携の在り方について検討を進めていきます。

教育委員会として、発達支援室*はもちろんのこと、要保護児童対策地域協議会（多摩市子ども家庭支援ネットワーク連絡会）との協力・連携体制の強化を図ります。

各関係機関との連携に関わる状況を把握し、一貫性のある切れ目のない支援の在り方を構築していきます。

子育て・福祉部門との連携					
項目	28 年度	29 年度	30 年度	31 年度	32 年度
多摩市子ども家庭支援ネットワーク連絡会との連携等の強化	情報共有	情報の活用			

(6) 特別支援教育に精通した専門家チームとの連携の充実

特別支援教育に関わる相談については、今後、増加と多様化が見込まれるため、学校や保護者からの相談に対応できる体制を確立することが必要です。

専門家との連携の充実を図るため、従来の授業相談及び巡回相談を専門家チームによる派遣相談として拡充していきます。

28 年度…現状を分析し、新たな専門家チームの在り方を検討し、人選をします。

29 年度…専門家チームとして再編します。

特別支援教育に精通した専門家チームとの連携の充実					
項目	28 年度	29 年度	30 年度	31 年度	32 年度
専門家との連携の充実	新たな専門家チームの在り方について検討	新たな専門家チームの再編			

５ 学級整備

特別支援学級の今後の学級整備については、平成 26 年 10 月に教育委員会決定した「整備方針」により、平成 30 年度までの期間は、これに基づいて整備していくものとしました。

本計画は、計画期間を「平成 28 年度から５か年」としていることから、改めて平成 32 年度までの学級整備について規定し、整合させることとします。

学級整備の基本的考え方（「整備方針」より）

> ① 東京都特別支援教育推進計画（第三次実施計画）に基づき、「重層的な支援体制」を確立できるよう、特別支援学級の適正な規模と配置を考慮して整備を進める。
>
> ② 将来的には、特別支援学級においても、基本的には通学区域に基づいた就学校の指定ができるよう、小・中学校ごと、障害の種別や支援段階ごとに配置のバランスを考慮して整備を進める。

学級別の整備の方向性（「整備方針」より）

	学級種別		今後の整備の方向性	平成 27 年度 現在	平成 30 年度 まで	**平成 32 年度 まで**
特別支援学級	知的障害学級（固定学級）	小学校	・平成 30 年度を目途に諏訪小学校と永山小学校を統合（諏訪小の知的固定学級は廃止） ・小・中ともに３校体制を維持 ・ニーズの増加に対しては学級増で対応	４校	３校	**３校**
		中学校		３校	３校	**３校**
	自閉症・情緒障害学級（固定学級）	小学校	・平成 30 年度までに多摩第二小学校に新設予定 ・学校間での学級規模の平準化を図る	２校	３校	**４校**
		中学校	・待機者の解消に向けた整備を行う ・新設については、施設状況等を考慮し慎重に検討	２校	２校	**２校**
	情緒障害等通級指導学級	小学校	・巡回指導に対応するため、平成 28 年度に拠点校*を１校新設	４校	５校 （拠点校）	**５校 （拠点校）**
		中学校	・平成 27 年度に青陵中学校と多摩永山中学校を統合した後は１校体制を維持 ・ニーズの増加に対しては学級増で対応	１校	１校	**１校**
	難聴通級指導学級 言語障害通級指導学級	小学校	・現在の教育センターからの移転を検討（移転先については今後検討）	１校	１校	**１校**

「整備方針」で決定済の内容

(1)　特別支援学級の配置について（小学校）

ア　知的障害学級（固定制）

東寺方小学校、東落合小学校、永山小学校の３校に設置していますが、ニーズも安定していることから、今後も、この３校で児童の受け入れをしていきます。

イ　自閉症・情緒障害学級（固定制）

既存地区のニーズに対応するため、平成 30 年度までに多摩第二小学校に学級を新設します。

ニュータウン地区においては、貝取小学校、諏訪小学校に学級を設置していますが、この２校がニュータウン地区の中央から東側に偏在していることから、西側のエリアのニーズに対応するために、平成 32 年度までにさらに１校を新設します。具体的な設置校については、今後検討し、決定します。

小学校自閉症・情緒障害学級の新設					
項目	28 年度	29 年度	30 年度	31 年度	32 年度
多摩第二小学校			開設		
ニュータウン西側エリア	設置校の検討			開設（32 年度までに）	

ウ　情緒障害等通級指導学級

平成 28 年度から特別支援教室（巡回指導）を段階的に導入することに伴い、連光寺小学校を新たに拠点校とします。

平成 28 年度は、特別支援教室を多摩第一小学校、連光寺小学校、聖ヶ丘小学校、諏訪小学校、北諏訪小学校の５校で導入します。残りの 12 校については、平成 29 年度から導入する予定です。

特別支援教室の導入					
項目	28 年度	29 年度	30 年度	31 年度	32 年度
一部小学校における特別支援教室（巡回指導）実施	５校で導入				
市内全小学校での特別支援教室（巡回指導）実施		全校で導入			

特別支援教室導入開始年度	拠点校	巡回校		
28 年度	連光寺小	多摩第一小		
	聖ヶ丘小	北諏訪小	諏訪小	
29 年度	瓜生小	永山小	豊ヶ丘小	貝取小
	南鶴牧小	東落合小	西落合小	大松台小
	愛和小	多摩第二小	多摩第三小	東寺方小

エ　難聴通級指導学級

当面の間は、引き続き北諏訪小学校に設置し、実際の指導は教育センターで実施する体制を継続していきます。

オ　言語障害通級指導学級

現在は、北諏訪小学校に設置し、実際の指導は教育センターにおいて実施していますが、教員が所属する学校と指導場所が離れていることに起因する課題を解消するために、平成 29 年度から指導場所を北諏訪小学校へ移転する予定です。

(2)　特別支援学級の配置について（中学校）

ア　知的障害学級（固定制）

和田中学校、諏訪中学校、落合中学校の３校に設置しています。ニーズも安定していることから、今後も、この３校で生徒の受け入れをしていきます。

イ　自閉症・情緒障害学級（固定制）

多摩中学校と青陵中学校の２校に設置しています。平成 28 年度に青陵中学校の学級数の増加に対応できるよう施設整備を行い、２校の受け入れ体制の平準化を図ります。

ウ　情緒障害等通級指導学級

平成 26 年度から、多摩永山中学校に設置しています。当面の対象生徒数の増加については、必要な施設整備等を行うことで対応していきます。

今後、小学校のように特別支援教室が導入されるなど、制度が大きく変わる場合、ニーズが大きく増加した場合などには、拠点校の新設を含めた学級の新設を検討していきます。

(3)　学区制の導入

学区制の導入は、「整備方針」の中で検討事項としていましたが、平成 27 年 4 月に、小学校自閉症・情緒障害学級以外の特別支援学級については平成 28 年度より学区制を導入することを決定しました。

小学校自閉症・情緒障害学級については、現在の設置校の配置バランスを考慮し、平成 28 年度からの学区制の導入は見送りましたが、今後、多摩第二小学校への新設、ニュータウン地区西側エリアへの新設に合わせて検討していきます。

学区制の段階的導入					
項目	28 年度	29 年度	30 年度	31 年度	32 年度
小学校知的障害学級	導入				
小学校自閉症・情緒障害学級	検討			導入	
中学校知的障害学級	導入				
中学校自閉症・情緒障害学級	導入				

(4)　施設整備

特別支援学級の教室整備については、各年度の児童・生徒数と各設置校の状況に合わせて、教育委員会と学校で調整をしたうえで整備内容を決定しています。しかし、年々財源の確保が難しくなっており、必要最低限の整備を、計画的に行っていくことが求められています。

今後は、必要な予算を計画的に計上し、学級運営に支障が無いスケジュールで整備が進められるよう、各学級の整備内容について一定の基準を定め運用することを検討していきます。

なお、就学・転学相談による入級者の状況、関係法令・基準等の改正などの動向、社会情勢の変化等に対応しては柔軟に対応していきます。予算措置等が必要な場合は、関係所管と調整のうえ、学級整備を進めていきます。

また、全校体制で特別支援教育を推進する過程において、通常の学級の教員と特別支援学級の教員が同じ職員室を共有することにより得られる成果等に関する情報を集約し、設置校長会等で意見交換を行うなどの取り組みを進めていきます。

資料編

(1)　多摩市における特別支援学級の状況（第２章　３　多摩市の取り組み）

ア　特別支援学級に在籍する児童・生徒

①　小学校

※人数は各年度5月1日現在

学校	障害種別			20年度	21年度	22年度	23年度	24年度	25年度	26年度	27年度
小学校	固定制	知的障害	設置校数	4	4	4	4	4	4	4	4
			学級数	9	9	11	11	10	9	9	10
			人数	62	69	67	67	67	65	58	58
		自閉症･情緒障害	設置校数	1	1	1	1	1	2	2	2
			学級数	2	2	3	4	6	7	8	8
			人数	13	16	19	29	42	56	55	58
	通級制	言語障害	設置校数	1	1	1	1	1	1	1	1
			学級数	4	3	3	3	4	3	3	3
			人数	61	51	58	58	64	57	54	47
		難聴	設置校数	1	1	1	1	1	1	1	1
			学級数	1	1	1	1	1	1	1	1
			人数	4	6	7	5	3	2	1	2
		情緒障害等	設置校数	3	3	3	4	4	4	4	4
			学級数	9	13	16	16	15	15	16	20
			人数	85	115	146	148	132	129	137	171

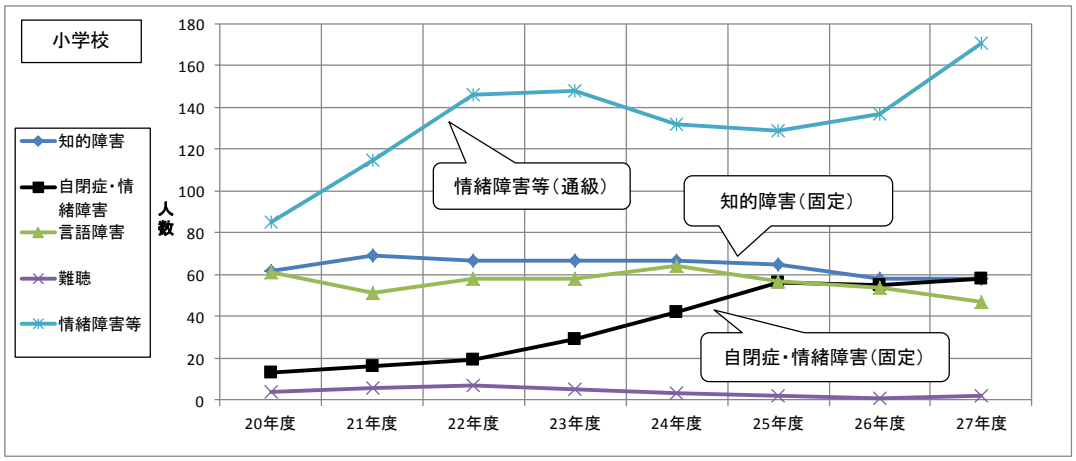

※諏訪小学校に、知的特別支援学級と自閉症・情緒障害等特別支援学級を設置しているため、固定制の知的障害学級と自閉症・情緒障害学級の設置校数を加えると６校（延べ数）となる。

②　中学校

※人数は各年度5月1日現在

学校	障害種別			20年度	21年度	22年度	23年度	24年度	25年度	26年度	27年度
中学校	固定制	知的障害	設置校数	3	3	3	3	3	3	3	3
			学級数	6	7	8	9	7	7	7	7
			人数	37	46	53	55	45	43	48	50
		自閉症･情緒障害	設置校数					1	1	2	2
			学級数					3	3	4	5
			人数					17	24	31	28
	通級制	情緒障害等	設置校数	2	2	2	2	2	2	2	1
			学級数	2	3	3	3	3	3	2	3
			人数	13	15	17	14	14	19	18	23

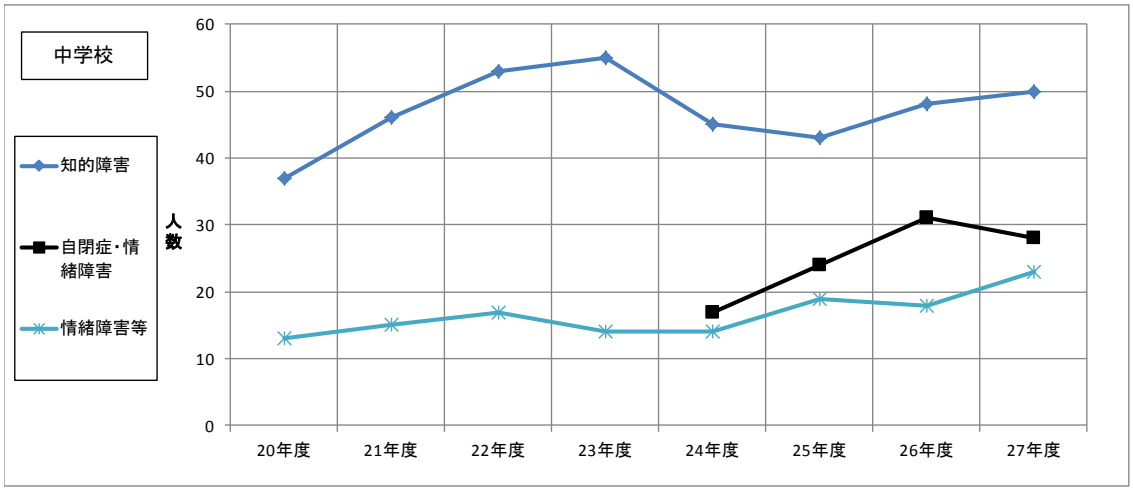

イ　特別な支援を必要とする児童・生徒

＜東京都における特別支援学級在籍者・利用者の推計＞

（単位：人）

	障害種別		27 年度	28 年度	29 年度	30 年度	31 年度	32 年度
小学校	固定制	知的障害	5,369	5,412	5,476	5,570	5,611	5,618
		小　計	5,369	5,412	5,476	5,570	5,611	5,618
	通級制	言語障害	2,492	2,543	2,596	2,651	2,678	2,684
		難聴	273	275	278	279	280	282
		情緒障害等	6,402	6,718	6,965	7,128	7,166	7,161
		小　計	9,167	9,536	9,839	9,779	10,058	10,127
	合　　計		**14,536**	**14,948**	**15,315**	**15,628**	**15,455**	**15,745**

（単位：人）

	障害種別		27 年度	28 年度	29 年度	30 年度	31 年度	32 年度
中学校	固定制	知的障害	3,213	3,234	3,244	3,227	3,259	3,324
		自閉症・情緒障害	102	104	105	107	109	111
		小　計	3,315	3,338	3,349	3,334	3,368	3,435
	通級制	情緒障害等	1,615	1,638	1,631	1,611	1,618	1,643
		小　計	1,615	1,638	1,631	1,611	1,618	1,643
	合　　計		**4,930**	**4,976**	**4,980**	**4,945**	**4,986**	**5,078**

※固定制・・・特別支援学級（固定制）

※通級制・・・通級指導学級

⑵　多摩市特別支援教育推進計画策定委員会設置要綱

多摩市教育委員会告示第１８号

多摩市特別支援教育推進計画策定委員会設置要綱を次のとおり定める。

平成２７年５月１３日

多摩市教育委員会

教育長　清　水　哲　也

多摩市特別支援教育推進計画策定委員会設置要綱

（設置）

第１条　多摩市特別支援教育推進計画案（以下「計画案」という。）の策定に関し、必要な事項を検討するため、多摩市特別支援教育推進計画策定委員会（以下「委員会」という。）を設置する。

（所掌事項）

第２条　委員会は、次に掲げる事項を所掌する。

⑴　計画案の策定に関すること。

⑵　その他計画案の策定に関し必要と認める事項

（構成）

第３条　委員会は、委員１２人以内をもって構成する。

２　委員は、次に掲げる者のうちから、教育委員会が委嘱する。

⑴　学識経験者　1人

⑵　東京都立多摩桜の丘学園校長

⑶　多摩市立小中学校長　４人以内

⑷　ＰＴＡ関係者　２人以内

⑸　特別支援学級担任　２人以内

⑹　子ども青少年部次世代育成政策担当課長

⑺　健康福祉部障害福祉課長

（任期）

第４条　委員の任期は、委嘱又は任命の日から平成２８年３月３１日までとする。

（委員長及び副委員長）

第５条　委員会に委員長及び副委員長を置き、委員の互選により定める。

２　委員長は、委員会を代表し、会務を総括する。

３　副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故あるとき又は委員長が欠けたときは、その職務を代理する。

（会議）

第６条　委員会の会議は、委員長が必要に応じ招集する。

２　委員会の会議は、委員長が主宰する。

（関係者の出席）

第７条　委員長は、会議に際し、必要に応じて関係者の出席を求めることができる。

（庶務）

第８条　委員会の庶務は、教育部教育センターにおいて処理する。

（委任）

第９条　この要綱に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、委員長が委員会に諮って定める。

附　則

１　この要綱は、公示の日から施行する。

２　この要綱は、平成２８年３月３１日限り、その効力を失う。

(3)　多摩市特別支援教育推進計画策定までの検討経過

ア　多摩市特別支援教育推進計画策定委員会

回数	日時	内容
第１回	平成 27 年 6 月 23 日	(1) 委員長・副委員長の選出 (2) 会議運営・策定スケジュールについて (3) 計画の策定について
第２回	7 月 24 日	(1) 旧１章から３章まで（新１章～２章）の主な修正点について (2) 新３章「多摩市の現状」について
第３回	8 月 18 日	(1) １章から３章までの主な修正点について (2) ３章「多摩市の現状」、４章「今後の展開」について
第４回	10 月 15 日	(1) 第３回策定委員会の内容を踏まえて (2) ４章「今後の展開」について

イ　多摩市特別支援学級設置校長会

回数	日時	内容
第１回	平成 27 年 7 月 9 日	(1)1 章多摩市特別支援教育推進計画の策定に当たって (2)2 章特別支援教育推進の経過と各種の取り組み（旧 1 章～3 章）の検討
第２回	8 月 3 日	(1)1 章、2 章の確認 (2)3 章　多摩市の現状と課題の検討
第３回	10 月 9 日	(1)3 章 多摩市の現状と課題の確認 (2) 4 章 今後の展開の確認

ウ　多摩市特別支援教育推進計画(案)市民説明会

日時		場所	内容	参加者数
平成 27 年 9 月 11 日	(1)10:30～12:00	関戸公民館 ヴィータホール	特別支援教育推進計画(案)について 特別支援教室について	合計 125 人
	(2)13:30～15:00			
平成 27 年 9 月 13 日	(3)10:30～12:00	教育センター 202 研修室		
	(4)13:30～15:00			

※いずれの回も手話通訳・要約筆記あり

(4)　多摩市特別支援教育推進計画策定委員会　委員名簿

（五十音順）

氏名（敬称略）	職名等
麻生　隆久	多摩市立落合中学校 校長
伊野　元康	健康福祉部障害福祉課長
作間　健一	多摩市立聖ヶ丘小学校 主任教諭
○佐島　規	多摩市立多摩第二小学校 校長
志賀　由具	多摩市立貝取小学校 校長
下田　めぐみ	多摩市立小学校 PTA 連絡協議会
○中村　伸	多摩市立多摩永山中学校 校長
西島　明佳	多摩市立多摩永山中学校 主任教諭
正井　信子	多摩市立中学校 PTA 連合会
松崎　亜来子	子ども青少年部次世代育成政策担当課長
◎宮本　紀夫	特別支援教育サポートセンターつなぎ 主宰
山本　優	東京都立多摩桜の丘学園 校長

◎＝委員長　○＝副委員長

（平成 27 年 10 月 15 日現在）

(5)　用語解説

※本文中各章の初出時に「*」印がついている言葉を解説しています。

※＜　　＞の中の数字は、該当する言葉が、何ページに初出（章ごと）するかを示しています。

あ行

インクルーシブ教育システム（inclusive education system)＜５＞

人間の多様性の尊重等を強化し、障がい者が精神的及び身体的な能力等を可能な最大限度まで発達させ、自由な社会に効果的に参加することを可能にするという目的の下、障がいのある者と障がいのない者が共に学ぶ仕組み。障がいのある者が一般的な教育制度から排除されないこと、自己の生活する地域において初等中等教育の機会が与えられること、個人に必要な「合理的配慮」が提供されること等が必要とされている。

か行

かがやきブック＜38＞

小学校に入学した新１年生が集団生活に円滑に適応できるよう多摩市において作成された教材。ロールプレイや意見交換を行いながら、学級や学校での集団生活を送る上での基本的ルールやマナーを学ぶことができる。

学校生活支援シート＜１、10、27＞

障がいのある児童・生徒の一人一人のニーズを把握し、長期的な視点で乳幼児期から学校卒業後までを通じて、一貫して的確な支援を行うことを目的として作成されるもの。子どもの地域生活を考えたときに、教育のみならず、福祉・医療・労働などの様々な側面からの取り組みを含め、関係機関の密接な連携協力を確保することがねらい。平成26年度までは、「個別の教育支援計画」という名称。

共生社会＜１、５、11、30＞

障害の有無にかかわらず、誰もが積極的に参加・貢献していくことができる社会のこと。

拠点校＜19＞

特別支援教室における巡回指導を担う教員が在籍する学校。多摩市においては、連光寺小学校、南鶴牧小学校、瓜生小学校、聖ヶ丘小学校、愛和小学校の５校。

言語聴覚士＜２、11＞

言語聴覚士法に基づき、厚生労働大臣の免許を受けて、言語聴覚士の名称を用いて、音声機能、言語機能又は聴覚に障がいのある者についてその機能の維持向上を図るため、言語訓練その他の訓練、これに必要な検査及び助言、指導その他の援助を行うことを業とする者をいうと定義されている。

校内委員会＜２、10、27＞

障がいのある児童・生徒に対する全校的な支援体制を整備するために各学校に設置する組織。主な役割としては、次の７点である。

① 特別な教育的支援の必要な児童・生徒への気付きの促進
② 実態把握と支援方法の具体化
③ 保護者、関係機関と連携した個別の教育支援計画の策定
④ 保護者、校内の関係者と連携した個別指導計画の作成
⑤ 全教職員の共通理解・校内研修の推進
⑥ 巡回相談員の活用、専門家チームとの連携・推進の検討
⑦ 保護者相談の窓口・理解推進

合理的配慮＜５＞

障害者の権利に関する条約において、「障害者が他の者と平等を基礎として、全ての人権及び基本的自由を享有し、又は行使することを確保するための必要かつ適当な変更及び調整であって、特定の場合において必要とされるものであり、かつ、均衡を失した又は過度の負担を課さないものをいう」とされている。

「合理的配慮」の例　（出典：平成 24 年 7 月　中央教育審議会 共生社会の形成に向けたインクルーシブ教育システム構築のための特別支援教育の推進（報告））より抜粋

1. 共通

・学校施設に関する合理的な整備計画を策定し、計画的にバリアフリー化を推進
・障害の状態等に応じ、十分に学習に取り組めるよう、必要に応じて様々な教育機器等の導入や施設の整備。災害時等への対応のため、障害の状態等に応じた施設・設備の整備
・障害の状態により経験が不足することに対し、学習機会や体験を確保する方法を工夫
・適切な人的配置（支援員等）を行うほか、学校内外の教育資源（通級による指導や特別支援学級、特別支援学校のセンター的機能、専門家チーム等による助言等）の活用や医療、福祉、労働等関係機関との連携
・障害の状態、発達の段階、年齢等を考慮しつつ、卒業後の生活や進路を見据えた学習内容を考慮
・障害の状態等に応じた情報保障やコミュニケーションの方法について配慮するとともに、教材（ICT 及び補助用具を含む）の活用について配慮

2. 視覚障害

・弱視レンズ等の効果的な活用
・状況等の丁寧な説明、複雑な図の理解や読むことに時間がかかること等を踏まえた時間延長
・画面拡大や色の調整、読み上げソフトウェア等

3. 聴覚障害

・必要に応じて FM 式補聴器等の使用
・外国語のヒアリング等における音質・音量調整、文字による代替問題の用意等

4. 知的障害

・文字の拡大や読み仮名の付加、話し方の工夫等
・知的発達の遅れに応じた分かりやすい指示や教材・教具を提供

5. 肢体不自由

・片手で使うことができる道具の効果的な活用
・書く時間の延長、書いたり計算したりする量の軽減
・コミュニケーションを支援する機器（文字盤や音声出力型の機器等）の活用等
・車いす使用の子どもが栽培活動に参加できるよう高い位置に花壇を作る等

6. 病弱・身体虚弱

・必要に応じた休憩など病状に応じた対応
・習熟度に応じた教材の準備
・ビニール手袋を着用して物に直接触れるなど感染症対策を考慮した指導等
・医療的ケアが必要な場合には看護師等、医療関係者との連携を図る

7. 言語障害

・一斉指導における個別的な発音の指導、個別指導による音読
・構音指導を意識した教科指導
・筆談、ICT 機器の活用等

8. 自閉症・情緒障害

・動作等を利用して意味を理解する、繰り返し練習をして道具の使い方を正確に覚える等
・理解の程度を考慮した基礎的・基本的な内容の確実な習得

9. LD、ADHD、自閉症等の発達障害

・パソコン、デジカメ等の使用
・軽重をつけた学習内容の配分
・物品の管理方法の工夫、メモの使用、静かで集中できる環境づくり

交流及び共同学習＜３、11、27＞

障がいのある子どもと障がいのない子どもが学校教育の一環として活動を共にすることをいう。具体的な形態として、副籍制度を通した直接交流及び間接交流として「特別支援学校の子どもと居住する地域の小・中学校等の子どもとの交流及び共同学習」、また、校内の交流として「通常の学級と特別支援学級の児童・生徒との交流及び共同学習」がある。

小・中学校や特別支援学校の学習指導要領においては、障がいのある子どもと障がいのない子どもが活動を共にする機会を積極的に設けるよう示されている。（下線部を付加）

小学校学習指導要領（平成 20 年 3 月告示）

第 1 章　総則　第 4 の 2

（12）学校がその目的を達成するため、地域や学校の実態等に応じ、家庭や地域の人々の協力を得るなど家庭や地域社会との連携を深めること。また、小学校間、幼稚園や保育所、中学校及び特別支援学校などとの間の連携や交流を図るとともに、障害のある幼児児童生徒との交流及び共同学習や高齢者などとの交流の機会を設けること。

中学校学習指導要領（平成 20 年 3 月告示）

第 1 章　総則　第 4 の 2

（14）学校がその目的を達成するため、地域や学校の実態等に応じ、家庭や地域の人々の協力を得るなど家庭や地域社会との連携を深めること。また、中学校間や小学校，高等学校及び特別支援学校などとの間の連携や交流を図るとともに、障害のある幼児児童生徒との交流及び共同学習や高齢者などとの交流の機会を設けること。

特別支援学校小学部・中学部学習指導要領（平成 21 年 3 月告示）

第 1 章　総則　第 2 節　第 4 の 1

（6）学校がその目的を達成するため、地域や学校の実態等に応じ、家庭や地域の人々の協力を得るなど家庭や地域社会との連携を深めること。また、学校相互の連携や交流を図ることにも努めること。特に、児童又は生徒の経験を広めて積極的な態度を養い、社会性や豊かな人間性をはぐくむために、学校の教育活動全体を通じて、小学校の児童又は中学校の生徒などと交流及び共同学習を計画的、組織的に行うとともに、地域の人々などと活動を共にする機会を積極的に設けること。

また、平成 16 年 6 月に障害者基本法が改正され、以下のような内容が追加されています。

障害者基本法（昭和 45 年 5 月 21 日法律第 84 号）

第 16 条　3　国及び地方公共団体は、障害者である児童及び生徒と障害者でない児童及び生徒との交流及び共同学習を積極的に進めることによって、その相互理解を促進しなければならない。

子育て総合センター＜２、21＞

子どもと家庭に関する総合的な相談・支援や、子育て中の親子や子育て支援を行っている方々の「交流」と「学び」の支援を行う地域子育て支援拠点施設。NPO と行政が連携し、それぞれの知識や経験を生かしながら運営している。

個別指導計画＜１、10、27＞

幼児・児童・生徒の障害に応じたきめ細かな指導を行うために、一人一人の障害の状態や発達段階の把握に基づき、指導目標や内容、方法等の手立てを各教科等全般にわたって作成するもの。個別の教育支援計画を踏まえて、個別指導計画を作成することが重要である。

さ行

児童・生徒の困難の状況＜８＞

担任教員が記入し、特別支援教育コーディネーター又は副校長による確認を経て提出した回答に基づくもので、発達障害の専門家チームによる判断や医師による診断によるものではないため、本調査の結果は、発達障害のある児童生徒の割合を示すものではなく、発達障害の可能性のある特別な教育的支援を必要とする児童生徒の割合を示すことに留意する必要がある。

社会福祉士＜２､11＞

「社会福祉士及び介護福祉士法」に基づき、「専門的知識及び技術をもって、身体上もしくは、

精神上の障害があること、または環境上の理由により日常生活を営むのに支障がある者の福祉に関する相談に応じ、助言、指導、福祉サービスを提供する者又は医師その他の保健医療サービスを提供する者その他の関係者との連携及び調整その他の援助を行うことを業とする者」とされている。

心理判定員＜２、11＞

児童相談所、身体障害者更生相談所、知的障害者更生相談所等の施設において心理学の専門的見地からの援助を行う職員。

た行

たまっこ５歳児輝きプログラム＜38＞

多摩市における就学前教育と小学校教育を円滑に接続することを目的とする就学前プログラム。

多摩市学校情報化整備計画＜13＞

多摩市の小・中学校における情報教育の環境整備（ノートパソコンの配置、高速 LAN の導入、校務支援システムの導入など）の方針について、平成 21 年度に策定した計画。

多摩市学校情報化計画＜13＞

平成 21 年度に策定した「多摩市学校情報化整備計画」を平成 26 年度に改定し、名称を「多摩市学校情報化計画」へと変更した。

多摩市の学校教育において、児童・生徒が各小・中学校の授業で使用する情報端末（パソコン端末やタブレット端末)の設置や整備､各学校で教員が使用する情報端末･システムの整備など、学校教育全体の情報教育環境の整備について記した計画。計画には、特別支援学級における活用方法についても記載されている。

情報化計画で明らかになっている成果は次の３点である。

1　児童・生徒の姿勢が「指導を受ける」から「主体的に学ぶ」といった学習のスタイルへと変容が見られるようになり、指導者の姿勢も「指導して教える」から「共に楽しむ」へと変化している。

2　児童・生徒が自分のもてる力を発揮し、自ら主体的に繰り返し学習に取り組み、学ぶ喜びや楽しさを味わうようになる。

3　タブレット端末は視覚的に理解しやすく、扱いも簡単であることから、児童・生徒の学習意欲を高めることができる。自分ではなかなか取り組みにくい苦手分野の学習に、自ら意欲的に取り組むようになり、児童・生徒の学習のレベルアップやスキルアップにつながる。

特別支援教育コーディネーター＜２、９、27＞

各学校における特別支援教育の推進のために、保護者や関係機関に対する学校の窓口として、また、学校内の関係者や福祉、医療等の関係機関との連絡調整の役割を担う者として位置付けられている。

特別支援教育士（Special-Educational-Needs-Specialist）スーパーバイザー＜２、14＞

特別支援教育士資格認定協会が認定する LD・ADHD 等のアセスメントと指導の専門資格。各地域における特別支援教育のリーダー的な存在である人材を特別支援教育士スーパーバイザーに認定している。

特別支援教育マネジメントチーム＜２、14、34＞

教職経験者と臨床心理士からなる組織。就学相談・転学相談、通級入級相談、巡回相談等を実施している。

特例子会社＜12、31＞

企業が障がい者の雇用機会の確保のために設立する子会社で、障がい者の雇用に特別な配慮を

し、「障害者の雇用の促進等に関する法律」の第44条の規定により、一定の要件を満たした上で厚生労働大臣の認可を受け、障害者雇用率の算定において、その子会社に雇用されている労働者を親会社に雇用されているものとみなして実雇用率を計算することができる。

都立学校＜22、39＞

東京都立の高等学校及び東京都立の特別支援学校の両方を総称する。多摩市には、東京都立永山高等学校と東京都立多摩桜の丘学園（特別支援学校）がある。

は行

発達支援室＜２、14、40＞

発達の遅れや心配のある児(者)とその家族、及び発達障がい児(者)とその家族等を対象に、相談等の事業を行っている機関。

発達障害（発達障がい）＜２、５、10、27＞

発達障害の法令上の定義は、下の「参考」に示した発達障害者支援法、同施行令及び発達障害者支援法施行規則に定められている。文部科学省は、平成19年3月15日に、「発達障害の用語の使用について」において、これまでの「LD、ADHD、高機能自閉症等」との表記を、発達障害者支援法の定義による「発達障害」との表記に改めた。「発達障害のある児童生徒等への支援について」（平成17年4月1日付１７文科初第211号）によると、発達障害者支援法、同施行令、及び発達障害者支援法施行規則の施行に伴い、教育の部分について留意すべき事項として、本法における発達障害とは、脳機能の障害であって、その症状が通常低年齢において発現するもののうち、「疾病及び関連保健問題の国際統計分類（ＩＣＤ―１０）における心理的発達の障害及び小児期及び青年期に通常発症する行動及び情緒の障害」に含まれる障害であると示している。本計画においても、発達障害をこの定義に基づいて記している。

「参考」

発達障害者支援法（平成16年３月）

第１条　この法律において、「発達障害」とは、自閉症、アスペルガー症候群その他の広範性発達障害、学習障害、注意欠陥多動性障害その他これに類する脳機能の障害であって、その症状が通常低年齢において発言するものとして政令で定めるものをいう。

発達障害者支援法施行令（平成17年４月）

第１条　発達障害者支援法第２条第１項の政令で定める生涯は、脳機能の障害であって、その症状が通常低年齢において発現するもののうち、言語の障害、協調運動の障害その他厚生労働省令で定める障害とする。

発達障害者支援法施行規則（平成17年４月　厚生労働省第81号）

発達障害者支援法施行令第１条の厚生労働省令で定める障害は、心理的発達の障害並びに行動及び情緒の障害（自閉症、アスペルガー症候群その他の広範性発達障害、学習障害、注意欠陥多動性障害、言語の障害及び協調運動の障害を除く）とする。

ピアティーチャー（教育活動指導職員）＜２、11、27＞

教員の指導を受けながら、ティームティーチングや個別指導などの他、配慮を要する子どもや学校生活に馴染めない子どもたちの個別支援、特別支援学級での介助等の教育活動に従事する教育活動指導職員のこと。

副校長連絡会＜27＞

多摩市内の小・中学校の副校長が、指導主事等の参加を得て、教育活動に関わる情報等について共有を図るとともに、各種の教育課題等の協議や連絡調整等を実施する会。小学校・中学校ごとにおおむね月例で開催する。

副籍制度＜11、27＞

東京都立特別支援学校の小・中学部に在籍する児童・生徒が、居住する地域の区市町村立小・中学校に副次的な籍を持ち、直接的な交流（小･中学校の学校行事や地域行事等における交流、

小・中学校の学習活動への参加等）や間接的な交流（学校・学級便りの交換等）を通じて、居住する地域とのつながりの維持・継続を図る制度。この制度により、居住する地域の中で、障がいのある児童・生徒と障がいのない児童・生徒の相互理解が進み、「豊かな心の育成」につながっていくことが期待される。

や･ら･わ行

臨床心理士（Clinical Psychologist/Certified Clinical Psychologist）＜２、11、34＞

臨床心理学に基づく知識や技術を用いて、人間のこころの問題にアプローチする心の専門家。臨床心理士資格認定協会の資格試験に合格することが必須条件。

臨床発達心理士＜23、28＞

発達心理学を学問的基盤とした心理援助を行う心理職資格。 「発達的観点」をもつことが特徴。資格の取得には、臨床発達心理士認定運営機構の所定の要件履行・申請承認などの資格審査を受験し、合格することで認定される。

資格審査の受験には大学院課程修了を一部要件に含むなど、心理士資格の中でも専門性の高いものとして知られる。

印刷番号
27－36
販売価格
190 円

多 摩 市 特 別 支 援 教 育 推 進 計 画

平成 27 年 11 月　　多摩市立教育センター
〒206-0024　東京都多摩市諏訪五丁目 1 番地
諏訪複合教育施設「かけはし」内